

日本における人口政策規範の戦前から戦後への展開：人口政策としての「家族計画運動」前史

YAMADA, Karahari / 山田, 唐波里

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei journal of sociology and social sciences / 社会志林

(巻 / Volume)

68

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2021-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00024434>

日本における人口政策規範の戦前から戦後への展開

——人口政策としての「家族計画運動」前史——

山 田 唐波里

1 問題関心

近年大きな社会問題として注目されている少子化との関連で、その起点となる1950年代から60年代にかけての「家族計画運動（新生活運動）」が系譜学的な研究のなかで注目されてきた。また、それらの研究では、共通して、それまでの戦時下における「産めよ殖やせよ」の人口政策から一転して、家族計画によって家族の人員数を「適正な水準」に抑えることで広がった合理的な出生行動の先に少子化問題が浮上してきたとされる。本稿では、日本で現在当たり前に行われている諸個人の出生行動が、人口政策としての家族計画運動を通じて普及してきたという事実の重要性を認めたいうえで、あらためてその前史に注目してみたい。

というのも、この時期の人口政策は「戦後」になって突然開始されたわけではないからである。日本人口論と社会政策論の歴史に詳しい杉田菜穂によれば、1920年代から1930年代初めにかけての人口過剰問題をめぐる議論の枠組みと、その延長線上で1933年に設立された財団法人人口問題研究会（以下、人口問題研究会）こそが戦後の人口政策の土台となったとしている（杉田 2013: 94）。それはつまり、冒頭で挙げた家族計画運動が、戦前との連続性の上に成立したものであったということの意味している。現在の少子化問題について考える上で、戦前から戦後にかけての人口政策をめぐる議論の展開は無視できないものである、という点は首肯できるものである。

この点に関する先行研究としては、女性史を専門とする荻野美穂が、戦前から戦後にかけての生殖をめぐる歴史を包括的にまとめている（荻野 2008）。荻野はそのなかで、最もプライベートな事柄であるはずの生殖が、近代社会においては公的・政治的な関心の対象となってきたことを指摘している。そのため、近代における生殖への意味付けは、常に個人的利害と公的利害の葛藤のなかで実現されることになったとしている。荻野の研究の重要な知見は、その葛藤のプロセスが具体的な生殖技術（中絶、避妊など）の管理を焦点として展開されてきたことを明らかにした点にある。つづいて、生殖をめぐる政治という荻野の視点を引き継ぐ形で、山本起世子が戦前から戦後にかけての生殖と社会政策（人口政策・優生政策）の関わりについて明らかにしている（山本 2011, 2017）。そのさい、山本はとりわけ、産児制限運動や優生運動などの民間団体による運動と、人口政策や優生政策など公的機関を通じた施策との結びつきに注目している。山本の示した重要な知見は、民間団体の水準でも、公的機関の水準でも、人口の量的問題と質的問題（優生問題）が密接に

結びつく形で生殖をめぐる政治が展開されてきたこと明らかにした点にある。最後に、荻野や山本とは異なり、日本の社会政策論史を専門とする杉田菜穂は、社会政策が労働政策論に偏る契機となった大河内一男の社会政策論に対し、それとは異なる社会政策論の系譜が人口をめぐる議論との結びつきのなかで展開されてきたことを明らかにしている（杉田 2010, 2013, 2017）。そして、戦前から戦後にかけての社会政策と人口問題の結びつきを検討するにあたって、主に各時代の学者の思想内容の検討とその人脈的つながりに注目している。杉田の研究における重要な知見は、人口の質的側面に関する議論（「優生 - 優境主義」）が、社会政策における家族政策／生活政策の領域を形作って来たことを明らかにした点にある。

以上のように、戦前から戦後にかけての人口政策をめぐる議論については、女性史や社会政策論史のなかで多くの研究が積み重ねられてきた。しかし、戦前と戦後の連続性と一口にいても、上記の先行研究のなかでその見解が一致しているわけではない。たとえば上記の杉田は、戦時下をイデオロギー的な人口増加論によってそれまでの人口過剰論が「変質」した時期と位置付けており、基本的に戦前戦後のつながりから戦時下の議論は除外されている（杉田 2013: 89-94）。それに対し、荻野は著書の題名にもなっている「家族計画」への道を検討するにあたって、とくに1920年代から1950年代前半にかけての国家（政府／官僚上層部）の立場については一貫して「産児調節」の普及に否定的／消極的であったとしている（荻野 2008）。また、杉田の研究では人口過剰論に基づく政策立案の拠点とされていた人口問題研究会が、荻野の研究においてはその設立当初から「15年戦争」の枠組みに含まれる形で人口増強のための政策提言を行う機関として位置づけられている（荻野 2008: 113）。つまり、人口問題研究会が産児調節の普及に否定的／消極的だった側に分類されているのである。くわえて、山本の研究では、1918年の米騒動を契機として人口過剰論に基づく産児制限運動（優生運動）が隆盛するが、1930年代後半から戦時体制の影響による弾圧を経て、戦後になりそれが復権するなかで家族計画運動が推進された、というように杉田の「(戦時) 変質」論に近い立場をとっている（山本 2011）。しかし、山本が戦後の家族計画運動の源流に位置づけているのは戦前の産児制限運動と優生運動であり、人口問題研究会をその源流として位置づける杉田とはこの点で見解が異なっている。さらに山本の別の論文では、人口問題研究会と密接な関係にあった厚生省人口問題研究所（以下、人口問題研究所）が戦後の産児制限運動に反対する立場として位置づけられており（山本 2017: 30）、国家の立場は一貫して産児制限に否定的／消極的だったとする荻野に近い見解となっている。

以上のように、戦前と戦後の連続性についてはその時期区分、中心的な役割を果たした組織、あるいはその思想といった点について先行研究の間で驚くほどまとまりがない。本稿の課題の1つは、この錯綜した状況を見通すための視座を提示することである。そうした課題に取り組むにあたって、人口をめぐる議論に登場する規範（あるいは、規範性を伴った知の枠組み）に注目してその動向を見ていくことを提案したい。というのも、上記の先行研究のまとまりのなさは、単にそのいずれかが間違っているというよりも、個人や組織と、思想／考え方の1対1の対応関係を想定していることによる部分が大きいと思われるからである。たしかに思想史的な観点からすれば、特定の個人

や組織が前提としている思想は基本的に1つであり、それと対立する思想を同時に保持しているという事態はありえない。そのため、たとえば個人の主張の一貫性の欠如を説明するにあたって、杉田のような「変質」や荻野のような「転向」（荻野 2008: 156）といった概念が必要とされるのである。しかし、個人／集団の思想ではなく、人口（政策）をめぐる規範に注目して一連の歴史を検討してみると、複数の規範が同時に存在しつつそれらが複雑に絡み合っている様子が浮かび上がるはずである。また、規範に注目する場合、個人と規範の関係や異なる規範同士の関係など、より複雑な状況を考慮することが可能となり、「変質」や「転向」などの別の説明枠組みを外挿する必要がなくなるといった利点もある。

以上の論点をふまえ、本稿では、人口政策をめぐる規範（あるいは人口規範）に注目しつつ戦前と戦後の連続性について検討することを課題とする。なお、戦後の人口政策に影響を及ぼしたのは人口論に基づいた規範ではなかったが、本稿ではひとまず人口をめぐる議論を対象を限定する。また、時期については家族計画運動が正式に政策として採用された1954年ではなく、その前段となる1940年代末までを対象とする。というのも、家族計画運動が政策化される際に参照された規範の枠組み自体はすでにこの頃までに出揃っていたからである。くわえて、それらの規範の関係性（優位性）という点についても、この時期に大勢が決することになったという点で、1940年代末は1つの画期を成しているといえるからである。実際に、先行研究の間でも、これ以降の時期についての人口政策の方針に関する見解は比較的一致しており、また、その見解に沿って蓄積された研究にも一定の厚みがある（田間 2007; 荻野 2008）。むしろ、この時期に至るまでの人口政策の展開をめぐる見解にまとまりがない、という現状をふまえると、戦前との関連のなかでこの時期までの人口政策をめぐる規範の展開を検討することには大きな意義があるといえるだろう。

2 戦前の人口政策をめぐる規範の展開

戦前の人口をめぐる規範については、すでに山田（2017, 2019）が人口食糧問題調査会設置までの展開を明らかにしている。そのため、それ以降の展開に接続する上で必要な部分のみ2.1, 2.2で簡単にまとめた上で、人口問題研究会を中心とした1930年代の人口をめぐる規範の検討に進みたい。

2.1 2つの人口概念とそれに付随する規範の登場

まず、人口概念は明治期の領土拡張論、政治地理学、（国家学的）統計学の言説を中心として日本に導入された。そのなかで人口は、国家の力となる多様な要素のなかでもっとも重要な要素として位置づけられた。他国との（生存）競争という文脈のなかで、人口は兵力・富力の双方を意味するものとされたからである。本稿ではこの人口概念を〈国力としての人口〉と呼ぶことにする。

この人口概念には〈増強〉という規範が付随していた。なぜなら、当時の国力という概念そのものが、その本質として増加・強化・拡大・成長等による他国に対する優位の確保を究極的な目標としていたからである。実際に当時の統計学では、国力を客観的に把握するためには「大に注意せし

むるものは実に人口の増減なり」(横山 [1901] 1902: 180), あるいは, 「先づ人口の増加に考え到らざるべからず」(呉 1905: 1-2) と論じられた。さらに, 人口の量的側面のみならず, 身体の強弱, 寿命とその基盤となる生活力といった質的側面も〈増強〉の範疇に含まれていた(杉 1902: 422)。

続いて, 国家の対外的な問題領域における〈増強〉の規範とは別に, 1920年代頃から, 今度は内政問題の領域で新しい人口概念とともに新しい規範が登場してくる。1918年の米騒動と1920年の国勢調査によって明らかになった人口増加が結びつけられることで, そうした社会問題の根本原因として, 人口の自然的な増加現象が問題視されるようになったからである。〈国力としての人口〉とは異なる, 問題含みの人口概念が登場したのである。本稿ではこれを〈自然性を有する人口〉と呼ぶことにする。これ以降, 基本的に人口をめぐる議論は「人口問題」として論じられることになる。

この人口概念の母体となったのは, 当時の人口過剰論の理論的基盤とされていたマルサスの人口論であった。人口と食糧の均衡からの逸脱によって人口問題を定義するこの枠組みは, その解決方法として要素間の「均衡」を求める規範を内包していた。本稿では, この規範を〈均衡化〉と呼ぶことにする。そして, 当時の日本の問題状況をめぐる議論のなかで〈均衡化〉の図式は次第にその厳密さ/複雑さを増していくことになる。マルサスの人口論に対抗する形で人口と食糧以外の要素を内包した人口論が登場することになったからである。そうした議論の中心に位置していたのが, いわゆる「大正昭和初期の人口論争」(兼清 2002: 273)であった。最終的にそれぞれの人口論に対応する要素が内包された形で人口方程式「 d (分配係数)・ P (生産力) = B (人口)・ S (生活標準)」（高田 1927: 181）が定式化されることになる。それと同時に, 社会問題をめぐる議論もこの4つの要素と結びつけて論じられるようになっていく。より具体的には, 社会問題は人口方程式で示される均衡からの逸脱によって生じるとされるようになったのである。

ところで, 人口方程式に含まれる4つの要素から導き出される均衡点は無数にあり得るはずである。つまり, 論理的にはさまざまな均衡化があり得るわけだが, この時期の生活問題との関連から, 生活標準(生活水準/生活程度)の低下を人口問題の定義として採用する議論が主流を占めることになる¹⁾。というのも, この人口方程式の均衡図式で示される人口問題それ自体は抽象的な概念に過ぎず, その発生の判断基準は具体的な問題との関連においてしか意味を持ち得ないものだからである。そのため, 米騒動という「現実」の社会問題との関連において, はじめて特定の均衡の仕方が規範性を有するようになったのである。実際に, 「国内に発生したる未曾有の全国的大騒擾」(内務省警保局保安課 1939: 9)として認識された米騒動は, まさに人びとの生活問題(生活難/生活不安)を主な原因として生じたものと考えられた。それに応じて, 生活程度の低下(生活問題)を基準とする〈均衡化〉の図式が規範性を有することになったのである。

2.2 人口食糧問題調査会における2つの規範の対立と調停

「大正昭和初期の人口論争」を通じて編成された人口方程式の〈均衡化〉という枠組みは, 論壇における抽象的な議論で終わることはなく, 政策論の理論的基盤に据えられることになる。1927

年に設置された日本で最初の人口に関する公的諮問機関である人口食糧問題調査会において、社会問題が生じるメカニズムを示していた人口方程式が人口問題を解決するための理論的基盤として採用されたのである。実際に、人口方程式「 d (分配係数)・ P (生産力) = B (人口)・ S (生活標準)」に対応する形で、「人口統制に関する諸方策」「生産力増進に関する答申」「分配及消費に関する方策答申」という3つの答申が「人口問題根本対策」(人口食糧問題調査会 1930: 25)についての議論の延長線上で作成されている。また、人口問題を生活問題として、つまり生活標準の低下によって定義する点でも当時の人口論の枠組みを引き継いでいた²⁾。

ここまでのプロセスに関して注意しておきたいのは、〈均衡化〉の登場を〈増強〉からの移り変わりとして理解するのは不正確だということである。2つの人口規範はそれぞれまったく別の領域のなかで、一方は国家の対外的な国力増強の議論において、もう一方は社会問題の根本原因をめぐる議論が行われていた論壇において構成されたという意味で、ほとんど無関係とすらいえるものだった。しかし、〈均衡化〉の枠組みが政治的領域に登場した際には対立が生じることになったのである。それはつまり、政治的領域では〈国力としての人口〉の〈増強〉という規範が依然として実定性を保っていたことを意味している。実際に、人口食糧問題調査会の答申作成において中心的な役割を果たした永井亨は、自身の著作のなかで政府の諮詢案を引き合いに出した上で「何よりも人口の増加に重きを置く富国強兵策を依然として踏襲している如くでもある」(永井亨 1929: 175)と批判的に述べている³⁾。

とはいえ、人口食糧問題調査会は人口過剰問題の盛り上がりのなかで設置されており、その解決の方向性として基本的には〈均衡化〉を目指していたという点に疑いはない。だからこそ、人口方程式に対応していた3つの答申が人口問題の「根本対策」として位置づけられたのである。では、人口をめぐる2つの規範の対立はどのように調停されたのだろうか。以下では、まず、そもそもどのような葛藤が生じていたのかを確認したうえで、その調停のプロセスについて検討してみたい。

その具体的な対立の内容は、〈国力としての人口〉に伴う〈増強〉の規範が競争状態にある他国を絶えず優越しようとするのに対し、〈自然性を有する人口〉は人口方程式に含まれる他の重要な諸要素との〈均衡化〉が目指されていた、というものであった。つまり、2つの人口概念に付随する規範から導出される人口の数値目標にはズレがあった。そのズレが、人口規模に直接影響を及ぼす産児制限について議論する場であった「人口統制に関する諸方策」の審議過程において、対立を生じさせることになったのである。

その結果、過剰人口の問題を解決するための方策を議論する場として設置されたにもかかわらず、「人口の数を減らす、制限する」というような表現は最終答申のなかでは注意深く避けられることになった。というのも、過剰人口への対策として産児制限を位置づける際に、出生率の低下=〈国力としての人口〉の減少という論理的帰結を避けることができなかつたからである。具体的にそれは、「人口統制に関する諸方策」の答申作成の過程で、産児制限や人口増加それ自体を問題視するような記述が削除されていった点から窺い知ることができる(人口食糧問題調査会 1930: 45-50)⁴⁾。

その一方で、2つの規範の摩擦を避けつつ、人口規模の抑制や産児制限を取り入れる方向性も目

指されていた。そこで採用されたのが「人口の質」についての議論の導入である⁵⁾。というのも、〈国力としての人口〉に付随する〈増強〉という規範そのものには人口の質的な側面を強化することも含まれていた（前項を参照）。つまり、必ずしも量的な増加のみが人口の〈増強〉とされていたわけではなかった。そして実際に、人口食糧問題調査会では2つの規範の対立は「人口の質の向上」という命題の導入によってある程度解消されることになったのである。その部分を引用してみよう。上記の答申案において、初期に使用されていた「人口調節・産児制限」という言葉に代わって「人口統制」という言葉が使用されるようになった理由として、「人口統制とは、所謂産児制限と異なり必ずしも人口数の制限を意味するものに非ずして、死亡率の低減、平均寿命の延長等の積極的意義をも包含し、且単に人口数の問題のみならず、優生学的見地よりする人口の質の向上をも意図するものなり」（人口食糧問題調査会 1930: 118）と説明されている。このように非常に曖昧な形ではあるが、「人口の質」についての議論は、産児制限や人口の量を問題とするような意味をも内包していた「人口統制」を、〈増強〉の規範に対しても質の向上という点でプラスに作用するものとして位置づけることを可能にしたのである。

以上のように、「人口統制に関する諸方策」はたしかに極めて特徴的な答申であり、人口をめぐる2つの規範の複雑な関係をよく表している⁶⁾。しかし、忘れてはならないのは、人口方程式がそもそも総合的な理論枠組みであり、それに対応していた諸答申についても各項目の総合的な効果として達成される〈均衡化〉が目標であったという点である。つまり、「人口統制に関する諸方策」は、あくまで人口方程式を構成する諸要素の1つに対応した答申に過ぎなかったのであり、この答申に注目しただけでは人口食糧問題調査会における〈均衡化〉の影響を捉えることはできないのである。それはまた、「人口統制に関する諸方策」における〈均衡化〉と〈増強〉の対立とその調停のあり方が、両者を取り得る関係の1つの現れでしかなかったということでもある。仮に生産力の増加や分配比率の改善によって生活水準の低下を避けることが可能であれば、〈均衡化〉の枠組みに従ったとしても論理的には人口が増加することそれ自体はなんら問題とはなり得ず、したがって〈増強〉と〈均衡化〉が人口の増加をめぐる対立することもなかったはずである。実際に、人口食糧問題調査会では、「生産力増進に関する答申」と「分配及消費に関する方策答申」が人口問題の根本対策として位置づけられており、それらによって〈均衡化〉を図る見込みがあったからこそ、「人口統制に関する諸方策」のなかで人口の抑制を強く打ち出す必要性が薄れたといえるのである。「人口統制」が「必ずしも人口数の制限を意味するものに非ず」と説明されていたのは、そうした両者を取り得る関係の多様性を示唆してのことであった⁷⁾。

いずれにしても、人口食糧問題調査会は政府諮問への答申を提出した1930年に解散することになる。つまり、〈増強〉と〈均衡化〉の規範が重なり合った人口政策のプログラムは、そのほとんどが実施されることはなかったのである。しかし、人口食糧問題調査会が6つの答申と一緒に提出した「人口問題に関する常設調査機関設置に関する件」という建議により、1933年には内務省社会局の発起のもと半官半民の人口問題研究会が設置されることになる。

2.3 財団法人人口問題研究会における優位規範の転換

人口食糧問題調査会の建議を受けて人口問題研究会が設置されたのは、すでに満州事変が勃発した後のことである。つまり、人口問題研究会の設置時期は荻野が採用している「15年戦争」の枠組みに含まれる。しかし、少なくとも人口問題研究会における議論の動向に限っていえば、この時期区分はそれほど有効ではない。というのも満州事変を経てなお、人口問題の主題は食糧問題から失業問題へとその内実を変化させつつ、基本的には過剰な人口増加が問題とされていたからである。毎年人口が増え続けるなかで、さらに不況が人口問題を深刻化させているとされた（財団法人人口問題研究会 1935a: 3）。以下では、人口問題研究会が発行していた機関誌『人口問題』や人口問題研究会が主催した講演をまとめた資料『人口問題講演集』などの検討を通じてその点を確認する。

たとえば、人口問題研究会において総論及び商工業に関する研究の指導理事⁸⁾を担当していた上田は、人口問題研究会が主催する第3回人口問題同攻者会合のなかで、民族主義の立場からする人口減少への懸念を現下の日本には関係ないと一蹴しつつ、当時の人口問題について以下のように述べている。

申すまでもなく人口の量が増加すると言ふ方が我日本の問題である。

そこでこの人口の増加する場合に、どう言ふことが心配になって、それで一般の人々がこれを問題にするのであろうかと、かう申しますと、それは主として経済上の問題であると称して恐らく間違いなからう。そしてその経済上の問題は詰りは生活程度の問題であると私は思ふ。

……而して生活の程度が落ちて来るやうな時代には又人口を制限する風習も止むを得ず起つて来るのではないかと思ふ。（上田 1936: 24-5）

このように、人口増加による生活程度の低下が当時の人口問題と捉えられ、産児制限についてもその普及はやむを得ないものとされていた。それはつまり、この時期の人口問題が米騒動以降の〈均衡化〉に基づく人口過剰論の延長線上にあったということの意味している⁹⁾。同じく研究指導理事の1人であった永井亨の人口問題論も見ておこう。

人口の過剰又は過少といふのは社会の生産力、従つて生産額が或る一定の分配比率の下に置かれたとき、生活程度の低下を見ずしては人口を支持し得ない場合であり、この場合に人口多きに過ぎれば過剰人口といひ、少きに失すれば過少人口といふ。社会の生産力といふのは人口の生活資料たる物資を獲得する社会の力であり、その物資を自ら生産すると否とは必ずしも問ふところではなく、それはまた人口と生活資料とを結ぶ連鎖となつてその間を均衡化する力であり、その間の均衡を失へば過剰人口又は過少人口が発生する。分配比率といふのは地代、利子、利潤、労賃によつて分れる社会階級への分配割合であり、それによつて生産額が人口の生活資料に割当てられ、その結果として生活標準が決定される。（永井亨 1936: 23）

このように、ここで論じられている人口問題の定義は、単に米騒動以降の人口過剰論の延長線上にあったというだけでなく、明確に人口方程式「 d (分配係数)・ P (生産力) = B (人口)・ S (生活標準)」の〈均衡化〉に基づくものであった。また、人口問題研究会において生活程度に関する研究に注目が集まっていたという事実からもそのことが確認できる。そうした研究の1つに、上記の上田と井口東輔によって書かれた「過去20年間における我国労働者の実質賃金の変遷」があり、その第1節は「本研究の目的——人口問題と生活程度の重要性」(上田・井口 1936: 49)となっている。そのなかで、生活程度を測定する指標として実質賃金指数に注目してその推移を検討しており、実際にその数値が悪化した時期には米騒動および「昭和7, 8年の社会不安」(上田・井口 1936: 69)が生じていたと指摘している。「一旦向上したる生活程度が人口の増加及び内外の政治的経済的關係によつて圧迫を受くるときはそこに社会不安を生ずることを免れない」(上田・井口 1936: 49)という米騒動以降の秩序問題(内政問題)への懸念は、人口問題研究会に引き継がれていたのである¹⁰⁾。最後に、のちに「産めよ殖やせよ」の代表的な政策要綱である「人口政策確立要綱」を策定する際に中心人物となる美濃口も、この時期の人口問題について『人口問題』に寄稿していた。そのなかで、当時の日本で一般に認められる人口問題として、①人口増加率の低下による民族衰滅の危険性、②人口と資源との不均衡による自給自足の困難、③人口の生活程度を維持改善することが困難で国民大衆が困窮し社会不安が増大すること、の3つを挙げており、①については「現下の我国に於てはそれほど重要な問題とはなり得るまでに至っていない」(美濃口 1936: 270)としているのに対し、②と③については両者が連動する形で喫緊の課題となっている、と述べている。とくに③については「現下の日本が当面している最も焦眉の人口問題は何といつても前記第3の人口の生活程度を維持改善することが困難になつた結果現に重大なる社会不安が発生しているといふことである」(美濃口 1936: 272)というようにその緊急性が強調されている。美濃口もこの時点では明確に〈均衡化〉の規範にしたがって論を展開していたことがわかる。

こうした状況のなかで、人口方程式の均衡状態を保つのは非常に困難であるとされた。そのため、人口食糧問題調査会では慎重に議論され、わざわざ「人口統制」とまで言い換えられていた産児制限についても、極めて率直に人口問題への対策としての有効性が語られていたのである。またそれと同時に、すでに生まれているために将来的に生産人口として職を必要とすることが決定づけられた過剰人口への対応として、量的対策である移植民政政策の重要性が相対的に高まっているとされた(上田 1934: 30-1; 財団法人人口問題研究会 1935a: 4)¹¹⁾。

他方で、〈増強〉の規範に基づいて「人口統制に関する諸方策」に盛り込まれた「人口の質」についての議論は、当初、人口問題研究会では実質的にほとんど等閑視されていたといつてよい。たとえば、人口問題研究会が設置された理由についての説明では、人口の質や優生学(／優境学)といった問題への言及は全くなされていない(財団法人人口問題研究会 1935a: 3-4)。また、人口問題研究会の事業概要における「調査研究」の項目には、たしかに「優生学的調査」の実施が定められ、その指導理事には下村が割り当てられていたものの、その研究成果を発表する媒体であった『人口問題』には下村自身によるものを含め、優生学的な研究が掲載された形跡はほとんどない

(財団法人人口問題研究会 1983: 43-6)。こうした状況について、人口問題研究会が主催した第1回人口問題同攻者会合において、医学者から人口の質的側面に関する調査を行う必要性が訴えられた。それに対し、この分野の指導理事であった下村は人口の質に関する調査を行う上で必要な人員（医学者）が集まらなかったことを打ち明け、結局なんら具体案を提示することなく調査が必要であることに同意するにとどまっている（財団法人人口問題研究会 1935b: 302-3）。それもそのはずで、人口問題研究会の実質的な研究活動を担うために指導理事の他に研究員として置かれていた小田内通敏、増田重喜、左右田武夫、館稔の4名に割り当てられていた研究課題には、人口の質に関する項目など含まれていなかったのである（財団法人人口問題研究会 1935b: 291）。なお、この時期の『人口問題』において優生学を扱った例外的な研究としては、後に『階級と人口』（1939）としてまとめられる松本良三の「社会階級別に依る人口生存傾向に関する研究」¹²⁾という一連の論文が挙げられる。しかし、そこで検討されている階級毎の出生率と幼児死亡率に関して有効なアプローチとして採用されているのは社会学と社会心理学であり、生物学的／優生学的アプローチを代表するとされるH.スペンサーやF.ゴルトンの説はむしろ批判の対象となっていた（松本 1939）。

以上のように、人口問題研究会が設置された当初の規範の関係は、〈増強〉に対する〈均衡化〉のほとんど一方的な優位として特徴づけられる。そのため、人口食糧問題調査会に比べて、この時期の人口問題研究会における人口規範の関係性を把握するのはそれほど難しくない。

しかし、1937年に日中戦争が開始されると、社会問題の根本原因として人口増加を問題視していたそれまでの議論は一変することになる。産児制限による人口抑制を含む〈均衡化〉の規範から、人口の〈増強〉へと優位規範の転換が生じたのである。したがって、人口問題に関する時期区分としては、「15年戦争」の枠組みよりも日中戦争が開始された1937年の方が適しているといえるだろう。

その優位規範の転換を示す象徴的な出来事の1つが、上記の『人口問題』における人口の質的側面についての研究の活発化である。研究誌ということもあり多少のタイムラグを挟んでいるが、1938年の4月25日に刊行された『人口問題』第2巻第4号に、1937年に行われた第1回人口問題全国協議会での下村の講演「現下に於ける人口問題の重要性」が掲載されたのと同時に、そうした動向が生じ始めたことを確認できる（財団法人人口問題研究会 1983: 47-55）。それらの研究を紹介することも可能だが、次節で人口問題研究会が主催しており、研究報告会と政府諮問の場を兼ねていた人口問題全国協議会における人口規範を検討することでその作業に代えることにしたい。

3 日中戦争以降の人口規範の関係

前節で述べたように、日中戦争が開始された1937年以降の人口をめぐる規範は、対外的な人口（質・量）の〈増強〉が主調となり、生活問題と結び付いていた〈均衡化〉の規範はその下位に位置づけられるという展開を見せることになる。別言すれば、いよいよ「戦時下」という文脈が全面化した状況にあっても、「産めよ殖やせよ」等の単一思想、考え方が人口政策を規定したわけで

はなかった。たとえどれだけ一方が強調されたとしても、それはあくまで一方の人口規範の他方に対する相対的な優位に過ぎなかったのである。以下で人口問題全国協議会（人口問題研究会）、厚生省、人口問題研究所における議論を検討することで、日中戦争以降の人口をめぐる2つの規範のより具体的な関係性を明らかにしたい。

3.1 人口問題全国協議会における政府諮問と研究動向

人口問題全国協議会は、人口問題研究会主催のもと1937年～1942年まで毎年開催されていたもので、政府諮問に対する答申説明と5つの領域からなる研究報告会によって構成されていた。人口問題研究会は、設立当初から単なる研究機関ではなく政策策定への強い関心を有していた（財団法人人口問題研究会 1935a: 3）。つまり、政府諮問と研究報告会という場の構成そのものが、人口問題研究会のそうした特徴をよく表していたといえる。しかし、研究と政策策定の両立という機能的な側面の特徴が日中戦争をまたいで引き継がれていたのに対し、そこで扱われた議論の内容は〈均衡化〉から〈増強〉の規範に基づくものへと変化していた。

1937年に開催された第1回人口問題全国協議会の政府諮問の内容は、「現下我が国に於ける労働力の需給調節上並に之が維持涵養上特に留意すべき点に関し貴会の意見を諮ふ」（財団法人人口問題研究会 1938a: 37）となっており、一見これまでの人口過剰問題＝失業問題の延長線上にあるように見える。しかし、続く諮問内容の説明には「時局の推移に伴い我が国に於ける労働力の需要供給の関係は著しく変化し来り」（財団法人人口問題研究会 1938a: 38）とあるように、問題とされているのは国際情勢の悪化とその内政への影響であった。つまり、内政問題の根本原因とされていた人口過剰問題がその出発点に置かれていたわけではなかったのである。この政府諮問に対して政府諮問特別委員会が設けられ、永井亨が座長として取りまとめ役を任されることになった。そこで作成された「政府諮問に対する答申」には、当時の状況についてより詳細な説明がなされている。

最近に於ける労働市場の急激なる変動は主として召集に基く労働力の供給の減少並に軍需産業に於ける生産拡大に伴う需要の激増に依り惹起されしものなるが、斯る事態は単に労働市場の不均衡を招来せるのみならず更に労働の強化を余儀なからしむるに至り、而して其の結果は軍需産業、国民経済並に労働者の保健上は素より延いては国民生活全般の上にも著しき支障を招致すべく、今にして之が科学的且つ総合的な対策を樹立施行せざれば、現下喫緊の要務に対処し得ざるは勿論更により大なる弊を将来に遺すの恐れありとす。（財団法人人口問題研究会 1938a: 44）

政府諮問だけでは自明とされていた「現下」の状況について判然としなかったが、ここでは戦時下における「労働需給」の変化について詳しい説明がなされている。これを要約すると、少なくとも1937年当時における人口問題は、前年までの人口増加と不況による失業問題から戦時下における局地的な労働力不足＝「労働市場の不均衡」へと転換していたことがわかる。興味深いのは、日

中戦争開始以前の失業問題から全く別の問題系へと転換したのではなく、同じ労働に関する問題系の中でその内容が変化している点である。この変化については、5つの領域からなる研究報告部会の1つ「人口と産業の発展に関する問題」の座長であった上田が、「失業が出来たと言ふやうな状態であったのが、最近に至り、殊に事変の発生以来人が足りなくなった」（財団法人人口問題研究会 1938a: 323）と述べているように、日中戦争が明確な転機とされている。

しかし、1937年時点における人口問題をめぐる議論は、〈増強〉の規範に規定され始めており、人口不足も指摘されていたとはいえ、その対策については労働需給の合理化＝現在人口の適切な配置に留まっていた。つまり、まだ人口政策（人口そのものの統制）の方向性の完全な転換にまでは至っていなかったのである。実際、この年の人口問題全国協議会で提案された具体策は、職業紹介所の普及や職業教育の刷新などの労働政策が主であり、人口そのものの増加策等が論じられていたわけではなかった（財団法人人口問題研究会 1938a: 45-6）。

それに対し、その翌年の1938年第2回人口問題全国協議会では、終始対外的な〈国力としての人口〉に関する議論が展開されるようになっており、さらに〈増強〉の規範に基づいた人口政策が明治期よりも複雑化された形で展開されていたことが確認できる。いよいよ、人口そのものに関する政策の水準でも〈均衡化〉から〈増強〉への優位規範の転換が生じていたのである。この年の政府諮問は「我が国人口政策上事変下に於て特に留意すべき点に関し其の会の意見を諮う」（財団法人人口問題研究会 1939: 31）というように、非常に漠然としたものだったが、それに応える政府諮問特別委員会の答申内容は非常に明確であった。

此答申案の要旨、即ち前文をどう言ふ氣組で認めたかと言ふことでありますが、差当り現下の人口対策として人的資源の培養に努め、さうして軍需生産力の拡充に遺憾なからしむると言ふ、即ち事変の直接的影響に対処すべきことが第一であります。もう一つは更に進んで事変の結果起るであろう社会的、経済的の新しい情勢に対応して積極的に長期建設計画の実施に力を合せ、さうして国策の遂行を可能ならしむる、かう言ふ見地から認めたのであります。（財団法人人口問題研究会 1939: 34）

このように、最優先の事項として「人的資源の培養」と「軍需生産力の拡充」が挙げられており、〈国力としての人口〉だけでなく、より広義の国力の〈増強〉が目標とされていたことがわかる。上述したように、前年においても人口は国力としての意味合いを強めていたが、その増加を主張するまでには至っていなかった。しかし、この年の答申案には「人口増殖力の維持向上に関する件」（財団法人人口問題研究会 1939: 44-5）という項目が設けられており、日中戦争開始以前の人口過剰問題とは完全に正反対の人口増加のための政策が求められるようになっていたのである。

こうした変化は、政府諮問への答申だけでなく研究報告会においても見られる。1937年の研究報告会の部会は「人口問題に関する一般的研究」「都市並に農村人口問題」「人口と産業の発展に関する問題」「移植民問題」「国民保健問題」の5つとなっていたが、1938年の部会は「人口問題に

関する一般的研究」「民族政策に関する問題」「人口と経済構造の変化に関する問題」「事変の国民生活に及ぼす影響に関する問題」「人的資源涵養に関する問題」の5つに変化しており、「民族政策」や「人的資源」などこれ以降の戦時人口政策論に頻出する用語が増加していることがわかる（財団法人人口問題研究会 1938a: 1-9, 1939: 1-11）。そして、1938年の研究報告会の中でも、「国民保健問題」部会に代わって新設されたばかりの「人的資源涵養に関する問題」部会は、答申案の「人的資源の培養」に対応する研究部会にあたり、その報告数¹³⁾は突出して多くなっていた（財団法人人口問題研究会 1938b: 120-3）。さらに、この部会を構成していた研究者のほとんどが医学者であったという点は、日中戦争以前には人口の質的側面の調査を行うために必要な医学者すら集まらなかったかつての人口問題研究会の状況からすると、もっとも顕著な変化であったといえるだろう。医学者は、人口問題を定義しその対策を主導する枠組みが〈均衡化〉から〈増強〉へと切り替わっていくなかで、とりわけ人口の質的側面に関する領域において台頭してきた代表的なアクターの1つであった。

以上のように、戦時下に対応するための具体策として期待されていた答申案だけでなく、学問の領域においても戦時下に対応した研究が求められるようになっていた。別言すれば、人口問題に対応する具体的な政策策定、基礎的研究の双方において、国家の対外的な問題の解決に向けて〈均衡化〉から〈増強〉への優位規範の転換が生じていたのである。ではその一方で、〈均衡化〉は人口問題全国協議会での議論のなかで具体的にどのように位置づけられていたのだろうか。ここまで見てきた人口規範の転換期ではなく、すでに〈増強〉が優位規範となっていた1939年の人口問題全国協議会の議論を見てみよう。

1939年の第3回人口問題全国協議会における政府諮問は「現下の時局に鑑み人口政策の見地より国民生活安定に関し特に留意すべき点に付其の会の意見を諮ふ」（財団法人人口問題研究会 1941a: 29）となっており、すでに〈増強〉へと優位規範の転換が生じていたにもかかわらず、〈均衡化〉が優位規範だった日中戦争開始以前に中心的な課題とされていた生活問題に焦点が当てられていた。しかし、政府諮問に続く説明文をみると、戦時下において生活問題の位置づけそのものが変化していたことがわかる。

今次事変の進展に伴ひ人的資源保持涵養の要愈々緊切を加ふる処人口状態は国民生活の如何に左右せらるること少しとせず。依て時局下人口政策の見地より国民生活の安定に関し特に留意すべき点に付其の会の意見を求むる次第なり（財団法人人口問題研究会 1941a: 30）

このように、国民生活の安定という〈均衡化〉の目標は、人的資源の保持涵養のための条件として、つまり〈増強〉のための条件として位置づけなおされていたのである。この点に関するより具体的な説明としては、政府諮問特別委員会会長報告のなかで、「人口問題の見地から致しまして、国民生活を不安に陥らさせ、それが対策を怠る如き事がありましては、出生率の低下ともなりませうし、死亡率の高騰ともなりませうし、国民体位の劣化をも来すでありませう」（財団法人人口問

題研究会 1941a: 31) と述べられているように、生活不安それ自体が内政問題との関連において問題視されていたのではなく、出生率や死亡率、国民体位など人口の量・質の双方の〈増強〉に関わる諸事項と関連する問題領域として国民生活に重要な位置付けが与えられていたことがわかる。別のいい方をすれば、優位規範としては〈増強〉にその地位を譲ったとはいえ、まさにその〈増強〉に関連付けられることで〈均衡化〉はその規範性を保っていたのである。

3.2 厚生省の設置過程における陸軍省案と近衛案の対立

厚生省については、その設置過程で陸軍省と近衛文麿首相（あるいは内務省）による主導権の奪い合いが生じていたことがすでに先行研究によって明らかにされている（鍾 1998; 藤野 2000; 高岡 2006）。具体的には、国民（壮丁）体位の低下を問題視しその〈増強〉を担う「衛生省（保健社会省）」の設置を求める陸軍省医務局の案と、福祉国家建設構想の下、内務省社会局（外局）と通信省保険局を統合した「社会保健省」の設置を求める近衛の案が対立していたとされている（鍾 1998: 60-3）。前者が人口の〈増強〉の規範と結び付いていたのに対し、後者は〈均衡化〉の規範と強い結びつきを持っていた。というのも、それまで社会局が担当していた社会、労働、保険行政は基本的に「人口方程式」における分配係数と関連する領域とされていたからである（社会局庶務課 1929: 3; 人口食糧問題調査会 1930: 137-48）。それを示すように、社会行政を拡大・統合し新省（「社会省」）として設置することを最初に建議したのは先の人口食糧問題調査会であった（人口食糧問題調査会 1930: 151）¹⁴⁾。人口問題は社会問題の根本原因として位置づけられていたため、社会問題だけでなく人口問題に対応するための行政機関としても「社会省」の設置が求められたのである。しかし、それが実現されたのは「戦時下」という状況においてであり、構想通りにことは進まなかった¹⁵⁾。

1938年創設当時の厚生省は、結局、上記の陸軍省案と近衛案を折衷する形で、体力局、衛生局、予防局、社会局、労働局と外局である保険院と傷兵保護院の5局2院から成っていた（厚生省 1938: 2-11）¹⁶⁾。では、2つの規範の関係性はというと、厚生省が設置された1938年の『厚生行政要覧』の冒頭で「凡そ国民の健康を増進し国力の向上を図り以て精神力及活動力を充実すると共に、各種の社会施設を拡充して国民生活の安定を図ることは、国力発展の基礎を為す喫緊の要務である」（厚生省 1938: 1）と述べられているように、社会施設を含め「国民生活の安定」といった〈均衡化〉と関連する側面についても「国力発展の基礎」として〈増強〉の目標に結び付けられていたことが確認できる。つまり、単に〈増強〉が優位規範となっただけではなく、〈均衡化〉はその下位規範として〈増強〉に資するものとして位置づけなおされていたのである。この点は人口問題全国協議会における2つの規範の関係と相似的であったといえよう。

さらに、厚生省において〈均衡化〉に対する〈増強〉の優位をより決定的なものとした出来事として、1941年8月の人口局の設置が挙げられる。人口局は、1941年1月の人口政策確立要綱の閣議決定を受けて厚生省の筆頭局であった体力局を廃止し、それに代わって設置されたものである（武井 1952: 6）。なお、人口局設置の契機となった人口政策確立要綱は、「1人口の永遠の発展性を

確保すること 2 増殖力および資質に於て他国を凌駕するものとする」と(厚生省人口問題研究所 1941: 55-7)などを目標としており、明らかに対外的な〈増強〉の規範を基調とする政策要綱であった。つまり人口局の設置は、厚生省のなかでもとりわけ〈増強〉の規範との結びつきが強かった筆頭局において、「国民体位の低下」という狭い(質的)問題を超えて、幅広く人口の質・量を管轄することが決定されたことを意味していたのである。

その一方で、人口局が設置されると同時に社会局は生活局へと改称されている(武井 1952: 6)。当時の日本において国家に対する負のイメージを持っていた社会という言葉——国家内部の対立を示す社会階級、階層、あるいは社会主義——は、国家のより強固な一体性が求められる「戦時下」という文脈のなかで、政治的な色合いの薄い「生活」という言葉に置き換えられたのである¹⁷⁾。そして単に名称のレベルだけでなく、配給制度の確立など¹⁸⁾、それまで社会局が担っていた分配の標準化を推し進めるための施策がより急進的な形で試みられた。ただしそうした施策は、兵力および労働力として国家に資する上で国民が最低限必要とする栄養の水準を維持するためのものでしかなかった。というのも、生産力を軍需へと優先的に分配しつつ、〈増強〉の規範に基づいて〈国力としての人口〉を増加させるためには、生活水準を最低限に抑える必要があるとされたからである。国民生活は、あくまで「銃後」(厚生省 1938: 2)として副次的な意味しか与えられていなかった。

内政問題が隆盛した1920年代において、ただ生きるという意味での「生存」の問題を超えた地点に、福祉的なもの(「社会的なもの」)の萌芽として「生活」の問題が構成された(神戸 1920; 森本 1921; 岡田 1923)。そこでは、「生活」は、生物としての生存ではなく、「人間としての価値ある生存」(岡田 1923: 3)として定義されていたのである。そして〈均衡化〉の図式のなかで重要視された生活水準も、基本的には人びと(人口)の生物としての生存のあり方を超えた、生存の多様性を示す指標として導入されたものであった。しかし、ここまで見てきたよう、〈増強〉の規範が優位になるなかで、生活問題の中身は栄養問題へと著しく縮減されていたのである(武井 1952: 107-10)。

3.3 厚生省人口問題研究所の設置とその主要調査研究事項

人口食糧問題調査会の建議を受けて設置された人口問題研究会の研究活動は、日中戦争の開始とともに一部の統計情報が機密扱いされ始めたため難しくなりつつあった。そこで、人口問題全国協議会での建議を通じて、半官半民の人口問題研究会に代わるより強い権限を持った国立の人口問題研究機関の設置が求められることとなった(財団法人人口問題研究会 1938, 1939)。この建議を受けて1939年8月に厚生省に付設されたのが人口問題研究所¹⁹⁾である。そして、1940年にはその機関誌である『人口問題研究』が創刊されることになる。創設当初の所長であった岡田文秀による『人口問題研究』の「創刊の辞」にも、やはり2つの人口規範を確認することができるのでその冒頭部分を見ておこう。

東亜新秩序建設の大旗をかざして、興亜の聖戦に邁進しつつある我国現下の非常時局は、人

口状態及社会各般の事象に大なる変動を招来し人口問題に重大なる意義を加ふるに至つた。

抑も人口は一国々力の基礎であつて、その数及質の消長は直に国力の強弱、国運の盛衰に関する。他方に於て増加する人口に対し、食料その他の生活資料を確保することは、民政の根本であつて、これが確保に疑念を生ぜんか重大なる社会問題を生起せしめる。茲に人口問題の重要な一面がある。この人口問題の一面こそ満州事変及今次事変の根深き底流である。(岡田 1940a: 1)

人口がまずもって国力として位置づけられている点、そしてこの引用の少し後には人口問題研究所の使命として「人口の質の向上と数の増殖とを要する」(岡田 1940a: 2) ことが述べられている点で、やはり〈増強〉の規範が主調となっていたことがわかる。しかし、単に人口と生活資料の〈均衡化〉が〈増強〉の規範の下位に置かれていたというわけではなく、それらの不均衡によって生じる社会問題の発生が「非常時局(戦争)」の根本原因とされている。そして、〈均衡化〉は民政の根本として、つまり政府に責任があるものとして位置づけられており、その失敗が戦争を招いたことを示唆している点でかなり踏み込んだ内容となっている。

続いて、当時の人口問題研究所の研究動向を示した「人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項」を見てみたい。詳細は省くが研究項目は「第1 事変の人口現象に及ぼしたる影響に関する研究」「第2 出生増加方策に関する研究」「第3 死亡減少方策に関する研究」「第4 社会的環境と人口の質に関する研究」「第5 人口収容力に関する研究」「第6 近住民族及在外邦人の人口現象に関する研究」「第7 外国人口現象及人口政策の調査」の7つに大きく分けられている(厚生省人口問題研究所 1940: 70-1)。いずれの項目の下位項目でも、人口の量及び質の〈増強〉に関するものが優先され、〈均衡化〉と関連していた国民生活や生産力および分配に関するものは末尾に置かれている。とくに、研究項目全体を通じて出生率増加と死亡率減少に関連するものに比重が置かれている点が特徴的であり、それはつまり人口の〈増強〉のなかでもどちらかといえば質的側面より量的側面に研究関心が集中していたことを示している(当時の人口政策における死亡率減少策の量的政策としての位置づけについては注15を参照)。実際に、1~3までの研究項目と4~7の研究項目とでは、それぞれの項目の下位項目の階層数や項目数が大きく異なっており、前者は基礎研究から政策にいたるまでの項目が体系的に編成されているのに対し、後者はそもそも具体的な下位項目が設けられていないか設けられている場合でもほとんど便宜的かつ簡素な項目しかなかった。このように、設立当所の人口問題研究所において重要な位置付けにあったのは、人口の〈増強〉と結びついた研究であったことがわかる。

その一方で、7つの研究項目のなかには人口方程式に対応した「第5 人口収容力に関する研究」も見受けられる。「人口収容力(人口支持力)」とは人口方程式「 d (分配係数)・ P (生産力) = B (人口)・ S (生活標準)」の生産力と分配係数をかけ合わせたもので、人口食糧問題調査会が設置された時期から戦後にかけて主に〈均衡化〉との関連で政策論に登場する概念である(人口食糧問題調査会 1930: 139)。たとえば永井亨の『日本人口論』における人口問題の定義は基本的に人口方

程式に基づいていたが、ところによっては「一体としての社会又は全体社会の収容力であり支持力」（永井亨 1929: 33）と人口との不均衡という形でパラフレーズされていたことが確認できる。また、日中戦争開始以前の人口問題研究会における研究項目でも、那須が指導理事を担当していた食糧分野のなかに「食糧自給の限界竝に収容人口の極限に関する事項」（財団法人人口問題研究会 1935b: 291）が設けてあり、「人口収容力」が〈均衡化〉と強く結びついた概念であったことがわかる。以上のように、〈増強〉に関連していた研究に比してその扱いは決して大きくなかったとはいえ、人口問題研究所でも〈均衡化〉に関連した研究が展開されていた。

3.4 戦時人口政策の到達点としての人口政策確立要綱

ここまで見てきた日中戦争開始以降の2つの規範の関係は、その論理的帰結として、人口方程式の〈均衡化〉の枠組みに基づく人口問題の発生＝生活水準の低下を生じさせることを意味していた。人口の増殖と軍需への生産力の優先的な分配、さらに国際貿易の停滞による食糧自給体制への移行をその前提条件に加えると、生活水準の低下を避けることができないとされたからである（厚生省研究所人口民族部 1942; 北岡 1943）。〈均衡化〉に対する〈増強〉の相対的な優位とはいっても、「戦時下」において実質的に前者は無視されていたということだろうか。おそらく〈均衡化〉が本当にその影響力を失っていたのであれば、そもそも分配の標準化が求められることはなかったはずである。さらに、人口増加を求める際に導入されようとしていた政策は、生活水準の向上とまではいかないまでも、出生に伴う家計負担の軽減という形でその維持につながるものとして構想されていた（北岡 1940a: 8-12; 厚生省人口問題研究所 1941: 55-6）。以上の点を鑑みると、やはり〈均衡化〉の規範は無視されていたわけではなかったといえる。こうした2つの規範の微妙かつ複雑な関係をよく表した資料として、人口問題研究所が主催した「人口問題研究所参与会議」における岡田の挨拶文が挙げられる。

顧みますれば昭和2年人口食糧問題調査会の出来た頃から人口問題の重点は幾変遷を見ました。昭和2年の頃は人口と食糧の問題が朝野の憂慮の対象となり、其の後人口と職業との問題が識者の重要視する所となり、人口過剰の声が喧しかったのでありますが、今や問題は三転して、如何にして人口の増加を計るかと言ふ人口問題本来の方面が強調せらるゝに至りました。斯くの如く人口問題の重点が変遷を示した事は、問題の内容が多面的な性質を有することを示すものでありまして、今日に於ても、食糧問題も職業問題も恒久的に解決せられたと言ふ訳ではなく、又昭和初年人口過剰が盛んであつた時も一国々力の基礎が多数の人口にあると言ふことには変りはないのでありまして、常に人口の増加維持の必要あればこそ、食糧問題、職業問題と言ふものが真に重要な問題となつて来るのであります。（岡田 1940b: 64）

この挨拶文の大きな特徴は、〈均衡化〉に基づく人口過剰論と〈増強〉に基づく人口増加論が対立することなく併存している点である。それは一見すると単にプロセスを示したもので、つまり人口

問題の重点が時とともに変遷してきたというごくありふれた見解が述べられたものに過ぎないように見える。しかしそれと同時に、問題の重点が人口の〈増強〉へと移行していたはずの当時（「戦時下」）においてもやはり、大正末期の人口過剰論に始まる〈均衡化〉の重要性が強調されているのである。それはつまり、〈均衡化〉の規範は無視されるどころか、〈増強〉の規範と密接に結びつく形でその影響力を依然として保っていたことを示している。

しかし、人口食糧問題調査会においては「人口の質」の議論が導入されるまで2つの規範は明確に対立しており、のちの人口問題研究会（日中戦争以前）においては〈均衡化〉が優勢になるなかで〈増強〉にはほとんど形式的な位置付けしか与えられていなかったはずである。では、そうした2つの規範がいったいどのように結びついていたというのだろうか。その点について、上記の岡田の挨拶文では、人口の維持増加を必要とするからこそ〈均衡化〉が求められる、とされている。つまり、〈均衡化〉はいわば〈増強〉の必要条件として位置づけられていたのである。しかし、この文章だけではその具体的な関係性を捉えづらいため、くわえて『人口問題研究』の創刊号のなかで取りまとめられている新聞論説（「東京日日新聞」）の抜粋を見てみよう。

日本が今なほ興国の勢駭々たる若き国家であることを証明する人口の大勢には余り変化がないのであつて、数年前の産児制限論が軽率に過ぎたと同様に昨今唱へられている人口増殖のための早婚奨励説なども、余ほど嚴重な条件付きでなければ俄に肯定は出来まい。生活程度の維持向上に無関心となり得ぬ文明国民の婚姻年齢が遅れ勝ちになるのを防ぐためには、實質的に有効な結婚奨励と育児援助の施設を講ずる外にあるまい。……退廢的な避妊の流行などは、大勢として多く取越苦勞するに当らず、人口増殖策の要諦は畢竟国民生活を安易にしてやるといふ平凡なる政治の一般原則に歸するといふてよからう。（厚生省人口問題研究所 1940: 75）

このように、〈均衡化〉が〈増強〉の必要条件とされたのは、米騒動以降に展開された人口過剰問題をめぐる議論を通過したのちの時代において、たとえ人口の〈増強〉が最も重要な政治的課題になったとしても、それを達成するための手段の有効性という点で人びとの「生活程度」を無視することができなかったからである。それは、「生活程度の維持向上に無関心となり得ぬ文明国民」と述べられているように、人びとのふるまいのある種の「ままならなさ」²⁰⁾を前提とした議論であった。人口の〈増強〉のためにこそ、人びとを出生行動へと導く戦略として生活水準の維持向上を目指す〈均衡化〉が必要とされていたのである。

とはいえ、本項の冒頭で確認したように、当時の「戦時下」という状況において生活水準の低下を見ずに〈均衡化〉を達成することは論理的に不可能であった。それはつまり、人口の量的〈増強〉についても断念せざるを得ない状況にあったということを意味していた。こうした当時の人口政策をめぐる状況の跛行的性格について、北岡は、「端的に申しますれば人口過剰でありながら人口を殖やさなければならぬ」（北岡 1940b: 11）と、その難しさに言及していた。しかし、そうした状況だからこそ、生活水準と最も密接に結び付いていた領域に対し、規範と「現実」との距離を埋

めるための戦略が生み出されることになる。その戦略こそが、1941年に閣議決定された人口政策確立要綱に代表される思想・精神の統制である。思想・精神の統制がどのように〈均衡化〉と関連していたのかを明らかにする前に、まずは人口政策確立要綱の内容について確認しておこう。

人口政策確立要綱は、東亜共栄圏の建設のために「人口政策を確立して我国人口の急激にして且つ永続的な発展増殖と其の資質の飛躍的な向上とを図る」（厚生省人口問題研究所 1941: 55）ことを目的としていた。そして、その目標を達成するために、出生率の増加や死亡率の減少といったそれまでに論じられてきた人口増加策だけでなく、諸個人の思想および精神に対する統制が重要な課題とされていた。たとえば人口の〈増強〉のためには、まずもって以下のような精神の確立が求められたのである。

- 1, 永遠に発展すべき民族たることを自覚すること
- 2, 個人を基礎とする世界観を排して家と民族とを基礎とする世界観の確立, 徹底を図ること
- 3, 東亜共栄圏の確立, 発展の指導者たるの矜持と責務を自覚すること
- 4, 皇国の使命達成は内地人口の量的及質的の飛躍的發展を基本条件とするの認識を徹底すること（厚生省人口問題研究所 1941: 55）

このように、東亜共栄圏の建設という目標と人口政策が結びつけられることで、まず心構えのようなものが求められることになったのである。ところで、「戦時下」においてこうした精神論自体はとくに珍しいものではなかった。そのため、人口政策確立要綱でも単に具体策の前置きとして精神論が述べられていただけであれば、ことさらその部分に注目する必要はなかったかもしれない。しかし、これらの精神論は人口政策確立要綱において〈増強〉のための具体策として位置づけられていたのである。実際に、上記の4つの項目からなる引用文は人口政策確立要綱の「第1 趣旨」「第2 目標」に続く「第3 右の目標を達成する為採るべき方策は左の精神を確立することを旨とし之を基本として計画す」（厚生省人口問題研究所 1941: 55）という項目の下位項目にあたる部分であり、それらが明確に目標達成のための基本的方策として位置づけられていたことがわかる。さらに、より具体的な対策がまとめられている「第4 人口増加の方策」の下位項目である「1 出生増加の方策」には、「(イ) 人口増殖の基本的前提として不健全なる思想の排除に努むると共に健全なる家族制度の維持強化を図ること」（厚生省人口問題研究所 1941: 55）といった思想の統制に関わる方策があらためて設けられているのである。以上をふまえると、人口政策確立要綱（戦時下の人口政策）を東亜共栄圏の確立という目標との関連で、非合理的な「イデオロギー的人口政策」として位置づけるだけでは十分ではない。それだけでは、精神論や思想の統制がどのような論理に基づいて人口増加に資する具体策としての位置づけを獲得するに至ったのかを理解することはできないのである²¹⁾。

「戦時下」において〈均衡化〉は〈増強〉の下位規範としてその規範性を保っていたということ、

その一方で具体策としては思想・精神の統制が採用されていたということ。一見脈絡のないように思えるこれらの事柄は、〈均衡化〉の議論の系譜を辿ることで明確にその関連を見出すことができるようになる。というのも、〈均衡化〉の枠組みのなかでも人口問題を定義する際の基準としてとりわけ重要な位置にあった生活水準という要素は、もともと西欧（とくにフランス）における出生率の低下を説明するための議論として日本に導入されたものであった（海野 [1911] 1997; 大場 [1917] 1920）。ここでその詳細には触れないが、要するに基準あるいは理想としての生活水準＝生活標準²²⁾と実際の生活水準との差によって出生率が変化する——実際の生活水準が生活標準を上回ればその分だけ子どもが多く生まれ、反対に実際の生活水準が生活標準を下回れば子どもの数は制限される——というのがその論旨である。問題はその生活標準がさまざまなメカニズムによって実際の生活水準から相対的に自律した形で上昇するため、両者の差が広がり、それを埋め合わせるために産児制限が行われることで出生率が下がるということであった。ということは、そうしたメカニズムに逆向きに働きかけることで生活標準を引き下げることができれば、論理的には実際の生活水準が低い状態でも出生率の維持向上の余地が生まれ得ることを意味していた。この点について藤村信雄は、『人口論——「マルサス」説の研究』（藤村 1924）のなかで比較的早い時期に体系的なマルサス人口論に基づく少子化論を展開していた。そのなかで、フランスにおける出生率低下の要因を検討しており、その原因として個人主義、民主的精神そして享楽の観念の普及の3つを挙げている。というのも、それらの諸思想こそが個人の欲望を喚起することで生活標準を引き上げ、結果として出生率の低下を招いたとされたからである。そして、そのような状況を憂慮しつつ、「然らば人間は如何なればこそかくまでも我執深くその生活程度をのみ高め行くことを懸念するものであろう」（藤村 1924: 613）という印象的な言葉を残している。このほかにも、小島憲の『文化の特質と社会問題』（小島 1926）では、社会問題を理想的な生活と現実との不一致として定義しており、そうした理想を上昇させる欲望の増大の原因を個人主義や功利主義などの思想の広がり求めていた（小島 1926: 47）。このように、すでに日中戦争以前の〈均衡化〉をめぐる議論のなかで、生活標準を上昇させるメカニズムとして当時のいわゆる自由主義的な思想の広がりによって焦点が当てられていた。

「戦時下」の人口政策論がこうした議論の延長線上にあったことを示すために、人口政策確立要綱を作成する際に中心的な役割を果たしたとされる美濃口の著作を見ておこう。美濃口は、要綱が決議された年に出版された『人口問題』（美濃口 1941）のなかで、分配の平均化や扶養家族の生活水準の維持につながる家族手当の充実など²³⁾、〈均衡化〉に関連する政策の必要性をひとしきり訴えたうえで、最終的な結論として以下のように述べている。

しかしこれらの方策をどんなにやってみても、それだけでは「人口政策確立要綱」の目標としてあるところに到達することはできない。それにはどうしても国民のすべてが、日本民族の永遠の発展といふことに、最高至上の価値をみとめるやうにならなくては駄目である。個人本位の思想で、個人人格の発展といふことだけを考へてあるやうでは、国家がどんなに努力して

みても、日本民族の悠久の発展と増加をはかることはできない。フランスなどの人口政策が、十分な効果をあげることができなかつたのは、主として国民の思想が個人本位の思想であつたからである。(美濃口 1941: 217)

重要な論点なので、同じく人口政策確立要綱を作成する上で重要な役割を果たしたとされる館の著作からも引用しておきたい。

自由主義の精神は、漸次退廃的な傾向を現はすに至つたのであります。個人主義の徹底は利己主義的な傾向に導いて参りますし、禁欲的色彩は漸次希薄になつて参りまして、これに代りまして物質的、享楽主義的な思想が極めて濃厚になつて参り、社会は物質的利害関係、経済的利害関係の対立相克となり、相反発する利益の追求は、社会の結合の紐帯を緩めまして、分裂抗争に導くと共に、その反面に於きまして個人主義、物質的享楽のために、動もすれば国家や民族の発展の将来さへ犠牲に供されるといふ惧れさへ抱かれるに至つたのであります。これらの思想的な傾向は、色々の制度上の欠陥と結びつきまして、遂に後期自由主義の後半期から、人口現象の上では出生減退として発現するに至つたのであります。(館 1943: 67)

そして、個人主義や享楽主義の追求が出生率の低下につながる具体的なメカニズムとしては、諸個人が「産児制限をすることに依りまして、経済生活の保持向上を遂げ」(館 1943: 69) ようにするためであるとしている。美濃口と館の議論に共通するのは、国家や民族の発展を妨げる要因として個人主義思想や自由主義思想が挙げられている点であり、より具体的にはそれらが人口の増加を妨げたり人口増加政策を失敗させたりするものであるとされている点である。このように、戦時下の人口政策論は明確に〈均衡化〉をめぐる議論の延長線上に、あるいは生活標準と思想の関係をめぐる議論の延長線上に位置づけられる²⁴⁾。

ここまでくれば、なぜ思想・精神の統制が人口増加のための具体策として位置づけられたのか、ということも理解できるだろう。それは、生活標準を上昇させるメカニズムとして特定の思想が大きな役割を果たしていると考えられたからである。そのため、とりわけ生活標準を上昇させるとされた自由主義的思想に対して、ちょうどそれを反転させた戦略として「不健全なる思想」の排除と共同体主義の称揚が対置されることになったのである。そのことによって生活標準の上昇を防ぐ、あるいはそれを低下させ、「戦時下」において低下することが避けられない実際の生活水準とのギャップを埋め合わせることで、出生率の低下を回避しようとする戦略であった。

以上を鑑みるなら、戦時下の人口政策(論)を単にイデオロギー的なものとして捉えることがいかに一面的な理解であるのかわかる。というのも、精神論の強調というそのイデオロギー的な装いに反して、それが生み出された背景には日中戦争開始以前の時期において極めて合理的とされた知の枠組み=〈均衡化〉が据えられていたからである²⁵⁾。

4 戦後の人口政策規範の展開

敗戦直後の混乱のなかで、人口問題研究所（篠崎信男）の働きかけによって人口問題研究会が再建され、ふたたび〈均衡化〉に基づく人口過剰問題の議論が活発化していく。それはつまり、人口をめぐる規範の関係が〈増強〉に対する〈均衡化〉の相対的優位へと転換していくことを意味していた。1954年には正式に人口政策として受胎調節の普及が予算化されており、人口抑制を視野に入れる形で〈均衡化〉が目指されることになる。しかし、1945年の敗戦から1954年にいたるまでの間には、人口政策論議の場（人口問題研究会および人口問題審議会）において、人口調整（制限）を否定し優生政策を徹底するべきである、といった〈増強〉に結びつくような主張が戦時下から継続する形で展開されていた（財団法人人口問題研究会 1983: 64-70）。そして、かつて人口食糧問題調査会において生じたような2つの人口規範の対立が再燃するなかで、人口をめぐる知の枠組みが新たに登場することになる。その新たな知の枠組みこそが、〈均衡化〉が優位になるなかで人口の量的〈増強〉のいわば下限として位置づけられた「静止人口」²⁶⁾であった。

以下では、敗戦後も引き続き人口政策策定に向けた議論の中心的な場として位置づけられることになった人口問題研究会と、1949年に内閣に設置された人口問題審議会における議論を中心にこの時期の人口政策をめぐる規範を検討していく。

4.1 「新人口政策基本方針に関する建議」における人口規範

すでに述べたように、敗戦直後の混乱のなかで、人口問題研究所（厚生省研究所人口民族部）の篠崎の働きかけを契機として人口問題研究会が再建されることになる。戦時下における政策策定の局面において重要な役割を果たしてきた人口問題研究会に対し、「敗戦」という新たな状況に対応した人口政策の指針が求められたのである。

具体的には1946年1月30日に厚生省内で行われた人口問題に関する懇談会を受けて、「同問題は複雑多岐にわたり慎重審議の要があるから継続的に委員会を設けてこれを研究せしめるべきである」という意向が強かったので、新たに財団法人人口問題研究会に人口政策委員会を設けその研究を継続することになった」（財団法人人口問題研究会 1983: 76）とされている。そしてその年の5月に第1回目の会合が開かれた後、約半年間にわたり会合が重ねられ、1946年11月に完成した「新人口政策基本方針に関する建議」が総理大臣をはじめ各関係大臣に提出されることになった。

ところで、以上の経緯をみるとわかるように、戦時下において人口政策と強い関わりを持っていた人口問題研究会、人口問題研究所、厚生省という3つの機関は、いずれも敗戦直後からその活動を再開していた。さらに、人口問題研究会に設置された人口政策委員会の委員のほとんどが、戦時下における人口政策論議の場（人口問題全国協議会および企画院）に何らかの形で関わっていた人びとであった。とくに、戦時下において人口政策確立要綱を策定する際の中心人物であった美濃口、館、古屋芳雄（厚生技師）の3名は、この建議を含め戦後の人口政策策定およびその実施の局面において重要な役割を果たしていくことになる。このように、人口政策に関わる組織や個人について

は戦前と戦後でほとんど連続していたといつてよい。

では敗戦直後において、人口問題は具体的にどのように定義されていたのだろうか。建議の冒頭には以下のように書かれている。

経済的基盤の大量喪失により、我が国の生産能力は大幅に縮小し、人口と人口収容力との間の均衡は甚だしい程度に破壊された。類例のない過剰人口は今や歴然たる事実である。最近の深刻な社会不安は一部は敗戦に不可避な混乱に過ぎないが、その少なからざる部分は明かに過剰人口の所産である。この2つはこれを截然区別することは困難であるが、前者が主として過渡的現象なるに対し、後者はその放置さるる場合には、時とともに苛烈を加え、国家の再建をして永久に不可能ならしめる惧れがある。

……対策の基調は失われた均衡の回復であるからその手段は2つある。1は経済再建による人口収容力の拡大強化であり、他は人口そのものの調整である。(財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 63-4)

このように、人口(過剰)問題が人口と人口収容力(3.3を参照)との間の均衡からの逸脱によって定義されている点、そしてそれが社会不安の原因の1つとされている点、以上の2点からしてこの建議を主導していた規範が〈均衡化〉であったことがわかる。とくに、後者の過剰人口と社会不安の関連については、〈均衡化〉が秩序問題を解決するための理論図式として政治的領域に導入された当初の位置づけへと回帰したことを示唆している。それはつまり、国家の対外的問題よりも内政問題が重視され始めたことを意味する。実際に、この建議だけでなく、他の多くの人口をめぐる議論のなかでも過剰人口と結びつけられていたのは社会不安という内政秩序問題であった(大島 [1947] 2002: 135; 北岡 [1947] 2002: 170; 産児制限普及会 [1948] 2002: 206)。ただし細部に注目するなら、敗戦直後の人口過剰問題は、日中戦争開始以前の人口過剰問題のように高い人口増加率(出生率)が主な原因とされていたわけではなく、敗戦による一時的な大量の引き揚げ者の発生と経済的基盤の大量喪失が主な原因とされていた点で両者には微妙に違いがある。

こうした問題状況に対し、対策の基調=均衡回復の手段として「人口収容力の拡大強化」と「人口そのものの調整」が挙げられている。これらは第1回目の会合で人口政策委員会内に設置された第1部会「人口の収容力及び分布に関する部会」と第2部会「人口の資質及び統制に関する部会」に対応したものであった。そして、その第1部会の審議事項は「将来人口の推計に関する事項」「産業の人口収容力に関する事項」「生活水準と人口収容力に関する事項」「国民所得の分配と人口収容力に関する事項」「人口の地域的分布に関する事項」の5つから成っており、5つ目の「人口の地域的分布に関する事項」²⁷⁾を除いて、概ね人口方程式「 d (分配係数)・ P (生産力) = B (人口)・ S (生活標準)」の各要素に対応していた。つまり、この時期においても人口方程式の諸要素は〈均衡化〉と強い結びつきを保っていたことを示している。しかし、それらの要素が等しく考慮されていたわけではなく、「人口収容力再建の問題はもとよりその根底において生産力の高揚、分配の公正、

消費の合理化並びに適正なる人口の地域的分布の実現等、夫々の見地から考慮され且つ総合さるべきであるが、ここではその中最も基本的なるものの1つと認められる産業の人口収容力再建の見地に一応立場を限定することにした」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 65）と述べられているように、生産力（経済）の再建が最重要課題として位置づけられていた。これは、「新人口政策基本方針に関する建議」における人口過剰問題が、敗戦による経済的基盤（植民地および資本）の大量喪失をその主な原因としていたことに対応している。ただし、生産力の再建の目標そのものについては、「要就業人口に対して完全就業を確保するとともに、その生活程度を持続的安定的に向上せしめて文化民族としての完成を期することになくしてはならない」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 65）とされていた。つまり、生産力の再建を通じて、結局は〈均衡化〉の図式において最も重要な基準とされた生活水準の向上が目指されていたのである。

以上の部分のみをみると、あたかも日中戦争開始以前の人口をめぐる規範の関係へと回帰したかのような印象を受ける。つまり、〈増強〉に対する〈均衡化〉のほとんど一方的な優位という関係である。たしかに、〈均衡化〉の必要性が強調されていただけでなく、「この際空想的拡大主義に準拠して構想された従来の増殖政策は根本的には是正されねばならぬ」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 64）というように、人口の量的〈増強〉は明確に否定されていた。戦前と戦後の連続性という観点からすると、やはり「戦時下」は例外的な時期として位置づけられるということだろうか。

しかし、「人口そのものの調整」に対応していた第2部会の建議内容を含めて全体をみると、そうした印象は全く異なるものとなる。というのも、基本的に人口方程式の〈均衡化〉に基づいて議論が進められた第1部会に対し、「人口そのものの調整」に対応していた第2部会は、人口食糧問題調査会における「人口統制に関する諸方策」の審議過程と同様に、2つの人口規範が激しく対立する場となったからである。それもそのはずで、第2部会「人口の資質及び統制に関する部会」で議論された3つの審議事項には、〈均衡化〉を達成する際に人口調整の具体的手段となる「出生統制（産児調整）に関する事項」が含まれていただけでなく、「死亡率低減に関する事項」や「人口の質的向上に関する事項」といった、戦時下において〈増強〉と関連していた項目も含まれていたのである（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 76）。とくに「死亡率低減に関する事項」は一見して人口の質的側面に関する事項に思えるが、人口の自然増加率が出生率と死亡率の差によって決まることから、戦時下においては人口増加策として重要な位置付けにあった事項である（注15を参照）。そのことを裏付けるように、この時期においても「死亡率低減に関する事項」は「人口の質的向上に関する事項」とは別の項目として議論されていた。戦時下から引き続き戦後においても、「人口の質的側面」は基本的に「優生政策」に関わる問題領域を指し示す言葉だったのである。つまり、人口の量と質のそれぞれに対して〈均衡化〉と〈増強〉が別々に規範性を発揮していたのではなく、人口の量的側面に対して2つの規範性が同時に発揮されていたことを意味している²⁸⁾。

興味深いのは、戦時下において人口増加政策の範疇に含まれていた死亡率の低減策を、敗戦という新たな状況のなかで正当化する際に引き合いに出されたのが、これまでの人口論とは無関係な側

値規範であったという点である。具体的には「文化国家たる資格」や「新憲法の趣旨」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 70）といった、「戦後民主主義」的な価値規範である²⁹⁾。敗戦により、〈増強〉と強く結び付いていたそれまでの（対外的な）国家的合理性が否定されてしまった以上、それらの具体策を支える新たな価値規範が必要とされたのである。そのため、「新人口政策基本方針に関する建議」における2つの規範の関係性は、優位性の転換という説明では言い尽くせない複雑なものとなっていた。具体策としては矛盾を内包したまま、それを覆い隠すように「文化国家」の建設という新たな価値規範が正当化の根拠として持ち出されたのである。この点について、「新人口政策基本方針に関する建議」の起草委員の1人であった寺尾琢磨が後にこの建議を振り返った際に、第1部会と第2部会の建議内容が矛盾していたことから、「このときの建議は失敗ではなかったかと絶えず反省をいたしておつたのであります」（財団法人人口問題研究会 [1953] 2002: 252）と述べており、当事者にとっても建議は一貫性のないものであったことがわかる。また、寺尾はさらに時代が下ってから再びこの建議を振り返っており、「私が書いた前半の出生制限論のほうは3分の1くらいで、あとの3分の2くらいは死亡対策論、すなわち一種の人口増加論です」（毎日新聞社人口問題調査会 1974: 37）と述べていた³⁰⁾。

戦後民主主義的な価値規範により取り繕われていたとはいえ、そうした2つの規範の矛盾あるいは対立の痕跡が色濃く残っている部分は他にもあった。前述したように、建議のなかで戦時下の人口増加政策は明確に否定されており、具体策としても「均衡獲得の一前提たる場合においては出生調節にも建設的な一面あることを承認せねばならぬ」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 64）とされていた。にもかかわらず、第2部会の建議案である「第2 出生調節に関する事項」には、「委員中出生調整に対する絶対的反対意見の要旨」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 69）が付記されていたのである。

人口問題は現在においても又近き将来においても出生調節の如き不自然なる姑息弥縫手段によって解決しうるものではない。人口政策は出生調節の如き消極的にして国民の心身を徒に害するに役立つ方法に頼らず、真に日本国民が平和的国民にして世界の文化に貢献しうる所以を發揮し、より積極的にしてしかも實際的現実的解決策たる農業方法の科学化、産業の科学的改善、衣食住の合理化より始めて、更には東亜諸隣邦及び諸外国との移民政策の協調等を骨子として立案さるべきものである。（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 70）

このように、「新人口政策基本方針に関する建議」には、結果的に人口の量的〈増強〉に結びつくような主張が含まれていた。というのも、すでに取り上げた「死亡率低減に関する事項」と併せて考えると、死亡率の低減と並行して出生率を引き下げなければ、人口が増加するのは人口（統計）学的には自明なことだったからである。あるいはこの引用部分だけを見ても、過剰人口への対策として位置づけられてきた「移民政策」が併記されている点で、出生調節を否定することの論理的帰結として過剰人口の発生が想定されていたのは明らかであった。以上のように、建議では〈均

衡化〉を基調とした人口抑制の方向性が示されていたとはいえ、それが全面的に優位であったといえるほどの一貫性はなかったのである。

以上を鑑みるなら、「敗戦」という新たな状況のなかで、この時期の2つの規範の関係はほとんど平衡状態にあったといえるだろう。もちろん、それまで〈増強〉が優位規範となっていた戦時下に比べると、〈均衡化〉が相対的に重要性を増していたのは間違いない。その一方で、人口の量的側面については具体策の水準で〈均衡化〉と矛盾する事項が含まれていたり、人口の質的側面については優生政策（断種手術）の任意主義から強制主義への移行が建議される³¹⁾など、〈増強〉が戦時下から引き続きその規範性を一定程度保っていたということもまた、たしかなのである。

4.2 人口問題審議会（1949年）の建議における人口規範

「新人口政策基本方針に関する建議」は、1946年11月という戦後まもない時期に完成した建議であり、その内容は一貫性を欠いていた。しかしその後、一転して人口の量的〈増強〉については諦めざるを得ない状況になっていく。なぜなら、人口の〈増強〉を正当化する際の論拠と、産児制限を否定する際に持ち出された論拠の2つが掘り崩されていったからである。

1つ目の人口の〈増強〉を正当化するための論拠は、すでに述べた民主主義的な価値規範である。死亡率の減少や優生政策の強化もこの価値規範に基づいて正当化されていた。しかし、「敗戦と共に急に産児制限が人々の口の上になり、一種の流行語の1つとさへなつてい」（大島 [1947] 2002: 125）たため、産児制限を真っ向から批判することは難しくなっていた。というのも、人口の〈増強〉を正当化する根拠として民主主義的な価値規範を持ち出したことで、国民の要望である産児制限を否定することができなくなっていたからである。たとえば、「新人口政策基本方針に関する建議」を作成した人口政策委員会の1人であった館は、その翌年に産児制限に関する著書に寄稿しており、そのなかで産児制限を認めざるを得ない理由について次のように述べていた。

以上の論拠にもまして最も重要な事実、論拠は区々であつても産児制限を要望する声は盛んに起つているといふ現実の事実である。マルサスの自然法則に近い人口法則が働くやうな環境に於て、国家の産業政策、社会政策が徹底し得ない場合に於てこの要求を否定すべき論拠はないと思ふ。また、民主主義の立場から両親によつて要望されない出生を強制すべき論拠もない。たとひそれが現在から近い将来の人口問題に対してどれだけの意義を持つかといふ問題は別にしても。（館 [1947] 2001: 220-1）

このように、館は近い将来の人口問題に対する産児制限の効果を疑問視しつつも、産児制限そのものについては民主主義の観点からその必要性を認めていた。なお、冒頭で「以上の論拠」と述べているように、館はこれ以外にも産児制限を必要とする論拠を数多く取り上げているが、基本的にそれら全てに反論しており、民主主義的観点から要求される産児制限のみ例外的にその正当性を認めていた。

続いて2つ目の産児制限論を否定する際に持ち出された論拠は、館の引用文のなかですでに触れたように、産児制限が急を要する人口問題の解決手段としてほとんど効果がない、とする主張である。なお、敗戦後の比較的早い時期に、産児制限が短期的には人口問題（食糧危機）の解決にほとんど寄与しない、ということを入論の観点から主張しはじめたのは人口問題研究所の岡崎文規であった。産児制限によって出生率を抑えても、食糧の絶対的不足に対するその緩和作用は微々たるもの（1.5%程度）に過ぎない、というのがその理由であった（岡崎 [1946] 2001: 92-3）。その後、この論点は、人口問題の解決手段として産児制限を位置づけようとする主張への反論の論拠として、定型化された形で繰り返されることになる（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 68; 館 [1947] 2001: 219）。しかし、産児制限の導入が、たとえ人口問題そのものの根本解決にはならなかったとしても、家庭の水準において生活苦を緩和する作用があるという点で十分に意義が認められる、という主張によってこの論拠も掘り崩されることになる。もともと〈均衡化〉に基づく人口問題の定義は、直接的には人びとの生活水準の低下＝生活難／生活不安を問題発生 of の基準としていたため、その緩和に役立つ産児制限を無意義とするのは論理的に無理があったのである。たとえば、医学博士の大島正雄は1947年に『産児制限の解説』という著書を出版しており、そのなかで、「産児制限の効果は我国全体、社会全体としての過剰人口を急速に解決せぬとしても、個々の家庭はこれによって新に加はる負担と危機を回避することが出来る」（大島 [1947] 2002: 125）と述べている。

以上の2点に加えて、1947年の急激な出生率の上昇（いわゆる「ベビーブーム」）を受け、経済的基盤の大量喪失を人口問題発生 of の主な原因としていた「新人口政策基本方針に関する建議」の論点に、「人口の激増」が新たな原因論として付け加えられはじめる（北岡 [1947] 2002: 172; 産児制限普及会 [1948] 2002: 206）。こうした状況のなかで、人口の量的〈増強〉を主張することは非常に難しくなっていた。

人口問題を専門に議論するための審議会である人口問題審議会が内閣に設置されたのは、上記の流れが加速していた1949年6月のことであった。その後、審議が重ねられ、同年11月に総理大臣にあてて「人口収容力に関する建議」と「人口調整に関する建議」という2つの建議書が提出されている。この2つの建議書は、それぞれ人口問題審議会内に設けられた「人口収容力に関する小委員会」と「人口調整に関する小委員会」が提出したものである。いうまでもなく、これらは「新人口政策基本方針に関する建議」を策定する際に編成された第1部会「人口の収容力及び分布に関する部会」と第2部会「人口の資質及び統制に関する部会」を踏襲したものであった。それはつまり、この建議も基本的には〈均衡化〉の枠組みに依拠していたということの意味している。

では、2つの規範の関係は、「新人口政策基本方針に関する建議」からどのように変化していたのだろうか。まず「人口収容力に関する小委員会」が提出した「人口収容力に関する建議」を見てみると、「人口の収容力及び分布に関する部会」が提出した建議内容からそれほど大きな変化は見られない。具体的には、生産力の向上を狙いとした国内産業と国際産業の再建振興、そして、分配の改善を狙いとした完全雇用政策や各種の保険制度の整備が挙げられている（厚生省人口問題研究所 1950: 8-10）。そして、それらの具体策を通じて、最終的には国民の生活水準がこれ以上低下す

ることのないよう、その安定化を図ることが目標とされていた（厚生省人口問題研究所 1950: 10）。ただ1点だけ、上記の「人口の激増」が人口問題発生の原因として新たに付け加えられている（厚生省人口問題研究所 1950: 8）。つまり、人口問題審議会の人口収容力に関わる事項については、「新人口政策基本方針に関する建議」から継続する形で全面的に〈均衡化〉を基調としていたということである。しかし、2つの規範が人口食糧問題調査会で初めて邂逅した時から、対立は常に人口そのものに関する政策をめぐる生じていた。したがって、人口問題審議会の建議における2つの規範の関係を捉えるなら、ここでも注目すべきは「人口調整に関する小委員会」が提出した「人口調整に関する建議」ということになる。

その「人口調整に関する建議」のなかで「人口の資質及び統制に関する部会」の建議内容からの変化が顕著だったのは、人口の量的側面に対する政策の一貫性が担保されていた点である。まずその総論部分となる冒頭で、「わが国の経済再建と公衆衛生の向上に憂慮すべき影響を与える人口の激増を防止し、健康で文化的な生活の実現を期するため、各夫婦が受胎調節の方法によつて、自由かつ自主的に産児数を調整しうよう」（厚生省人口問題研究所 1950: 12）知識の供給とその指導が必要である、と述べられている。「新人口政策基本方針に関する建議」では、人口政策として産児制限（調節）を位置づける際にはさまざまな留保や逡巡が伴なわれていたにもかかわらず、ここでは何の留保もなく産児制限が人口問題の対策として位置づけられているのである。また、「人口調節に関する建議」の目標についても、「健康で文化的な生活の実現」とされており、〈均衡化〉を基調としていた「人口収容力に関する建議」との基本方針の一致が見られる。

それにくわえて各論部分では、本項の冒頭で取り上げた2つの論拠に対する反論ともいえる論述がなされている。つまり、矛盾を内包したままであった「新人口政策基本方針に関する建議」とは異なり、「人口調整に関する建議」では、そうした矛盾点の整理が試みられていたのである。まず、産児制限が即時的には人口問題の解決に役立たないとする主張に対しては、上記の大島による反論と同じくその主張を一応は認めつつも産児制限の意義について以下のように述べている。

しかしながら、そのゆえをもつて、各夫婦が行う産児制限の効果を無視し、或いはこれを経済的に無意義なるもののように考えてはならない。本審議会は、わが国の経済再建が多くの困難と試練に直面するであろうところの近い将来の危険期が、産児制限の普及による人口圧力の軽減によつて、相当程度に緩和せられ得ることを信ずるものである。

さらに重大なのは、産児調節の家庭経済に及ぼす影響とその公衆衛生上にもたらす利益である。すなわち、各家庭は、その計画的な産児調節によつて家庭に襲いかかる経済的重圧を幾分かでも軽減することが出来るし、また家族間の栄養割当の増加、保険水準の向上、なおまた妻の産褥疾患とこれによる死亡からの解放を期待することができる。（厚生省人口問題研究所 1950: 14）

このように、これまでの産児制限反対論を踏まえた内容になっていたことがわかる。ただし、大

島の著書では家族単位での生活苦を軽減するという点で産児制限の意義が認められていたのに対し、「人口調整に関する建議」では、さらに進んで「人口圧力」そのものを相当程度緩和するといった、より積極的な意義が認められるようになっていた。つまり、この建議は産児制限を明確に人口政策として位置づけるものであった³²⁾。

また、この引用文では、国家レベルでの経済と家庭経済に対する産児制限の意義にくわえて、「公衆衛生上の利益」というこれまでの人口政策論でいうところの死亡率の低減に関わる事項に対する意義も認められている。戦時下において死亡率の低減が人口増加政策の枠組みのなかで展開されていたことは何度も述べた通りであり、「新人口政策基本方針に関する建議」では具体策の内容は戦時下のままにそれを新たに戦後民主主義的な価値規範と結び付けることで、人口抑制を目指す〈均衡化〉との矛盾を覆い隠そうとしていた。したがってこの論点は、人口の量的〈増強〉と関わるものであることを意味しているが、〈均衡化〉の具体的手段である産児制限にそのような積極的意義が付与されることになったのはなぜだろうか。この点については「人口調整に関する建議」のなかの「人口問題と公衆衛生」という項目で議論が整理されている。その要点は、〈増強〉に基づいてその導入が推し進められた死亡率の低減策（公衆衛生政策）によって結果的に人口が激増することになり、それが翻って人口過剰による死亡率の上昇を引き起こす可能性を生み出しているため、福祉の増進や文化の向上といった価値規範に基づいて死亡率の低減のみを推し進めるだけでは最早その目的を達成することができない、というものである（厚生省人口問題研究所 1950: 14-5）³³⁾。つまり、「新人口政策基本方針に関する建議」から「人口調整に関する建議」に至るまでの間に、人口の激増という出来事によって、結局は人口政策をめぐる2つの規範の間の矛盾を戦後民主主義的な価値規範によって覆い隠すことができなくなっていたことを意味していた。そのため、「新しい時代の公衆衛生が、もはや単なる死亡率の引下げだけを目標とすることが出来ず、出生率調整の問題を取り上げるに至った理由はここにある」（厚生省人口問題研究所 1950: 15）とされているように、死亡率を低減させるための具体策の水準でも、〈均衡化〉の手段である産児制限に重要な意義が認められることになったのである。このように、人口抑制を求める〈均衡化〉と人口増加を求める〈増強〉の矛盾は、ここではひとまず〈均衡化〉に統一される形で解消されることになったといえる³⁴⁾。

では、〈増強〉に関する項目はというと、7つの項目からなる「人口調整に関する建議」のうち、「逆淘汰の防止」という人口の質的側面（優生学的問題）に関する1項目のみが残されたに過ぎなかった。敗戦直後に提出された「人口の資質及び統制に関する部会」の建議内容の3分の2が人口の量・質の〈増強〉に関する項目から成っていたことを鑑みると、「人口調整に関する建議」における〈増強〉の影響力は非常に限定的なものになっていたといえよう。

以上のように、敗戦直後に一貫性を欠いていた人口政策の基本方針は、1940年代末に至るまでに、量的政策については〈均衡化〉を基調とし、質的政策については〈増強〉を基調とする、という形で一貫性を備えることになった。それは、戦後民主主義的な価値規範への同意という点では全会一致を見ていたにもかかわらず、その具体策という点で大きな矛盾を抱えていた敗戦直後の人口政策

が、具体策の水準においても矛盾のないものへと置き換えられていく地道なプロセスであった。というのも、「敗戦」という状況のなかで、他国との競争を前提とした〈増強〉の規範が表立った形では人口政策論に登場しなかったために、人口規範の対立も分かりやすい形で表面化することはなかったからである。しかし、戦時下のように公然と人口の〈増強〉が訴えられなかったとしても、公衆衛生の普及による死亡率の改善と、産児制限の否定による出生率の維持向上がどういった帰結をもたらすのかという点についてはほとんど周知の事実であった（注33を参照）。そのため、1940年代末になると、単に人口規範の水準で〈均衡化〉の優位性が示されるだけでなく、実質的に人口の量的〈増強〉につながる公衆衛生の普及（死亡率の改善）と産児制限の否定（出生率の維持・向上）に対して、これまでの具体的な議論を踏まえた内在的な反論が展開されることになったのである。

4.3 「静止人口」の登場

ここまで、敗戦から1940年代末に至るまでの人口政策論が、〈増強〉に対する〈均衡化〉の優位へと次第に傾いていったプロセスを取り上げた。しかし、それは、日中戦争開始以前の人口問題研究会のように、〈均衡化〉が完全に一方的な優位性を獲得していたというわけではなかった。〈増強〉は、人口の量的側面に対する政策論議において積極的な影響力を及ぼすことができなくなった一方で、人口の質的側面（優生学的問題）に対してより積極的にその規範性を発揮しはじめていた。実際に1948年には、〈均衡化〉の具体的な政策が策定されるより前に、優生学的な断種規定を定めた優生保護法が施行されている。また、人口の量的側面に関しても、〈均衡化〉が優位になるにつれて産児制限による人口抑制が求められたことに対し、逐一その正当化を必要とさせる程度には〈増強〉の規範性は保たれていたのである。

新たに「静止人口」という人口概念が政策論の領域に登場してきたのは、このように〈均衡化〉が〈増強〉に対する優位性を獲得しつつある時であった。それがこのタイミングだったのは単なる偶然ではない。というのも、まさにその優位性を失いつつある〈増強〉との関連においてこそ、「静止人口」は規範性を帯びることになったからである。実際に、「静止人口」そのものは、もともとアメリカの人口学者であるA.J.ロトカが数理人口学的な観点から人口モデルとして定式化したもので、少なくとも当初は政策論の領域で議論されるようなものとして構想されたわけではなかった。日本においても、戦前の段階で「静止人口」について体系的に論じていたのは、数理統計学を専門とする森田優三（1944）のみであった。いずれにしても、戦後に至るまで、「静止人口」は高度に抽象的な議論のなかで取り上げられていたに過ぎなかったのである。

では、〈増強〉がその優位性を失いつつあったことと、「静止人口」が政策論の領域に登場してきたことには、具体的にどのような結びつきが認められるのだろうか。くり返しになるが、まずは「静止人口」の定義を確認しておこう。「静止人口」とは、出生率と死亡率が一定の状態で長期間推移する「安定人口」の特殊な形態であり、出生率と死亡率が釣り合うことで人口が増えもせず減りもせず、あたかも「静止」したようになる人口（モデル）を指す。その一方で、もともと〈増強〉

は、人口の「維持／再生産」というある種の消極的な規範を内包していた。これまで見てきた通り、〈増強〉の積極的な側面が人口増加であったとすれば、〈増強〉の消極的な側面は、いわばそれを下回ってはならない下限として人口が減ることのない人口増加率の水準を指し示すものであった。そして、〈均衡化〉が優位規範になっていくなかで、〈増強〉の消極的な側面である人口の「維持／再生産」のみが規範性を維持することになった。「静止人口」は、その〈増強〉の消極的な側面と重なり合うことで政策論の領域に登場することになったのである。

そうであるなら、わざわざ「静止人口」を取り上げるのではなく、人口の「維持／再生産」の方を取り上げてよかったはずである。しかし、「静止人口」という概念は、人口の「維持／再生産」と完全に同一視することができないもう1つの側面を有していた。この後の時代において、「静止人口」が独自の規範として位置づけられることになる所以である。そのもう1つの側面について論じる前に、まずは人口の「維持／再生産」という規範が〈増強〉に内包されていたものであったという点について明らかにしておこう。

人口政策論の領域で〈増強〉が最も優位になっていたのは、おそらく戦時下である。実際に3節でみた通り、その直前まで人口過剰問題が叫ばれていただけあって、日中戦争が開始されてからも日本の人口増加率は他の競合国と比べて高いままであったにもかかわらず、さらなる人口の〈増強〉が求められていた。しかし、それでも人口増加率が次第に下りつつあることが問題視されるなかで、ある種の恐れとして人口の「維持／再生産」に関する議論が〈増強〉を求める政策論のなかに登場することになる。たとえば、北岡は1940年に行われた第13回人口問題講演会（人口問題研究会主催）において「現下の人口問題」と銘打たれた講演を行っており、その冒頭でフランスに対するドイツの攻勢の根本に〈国力としての人口〉の多寡があると述べていた。そして、人口減少に転じたフランスのような国が一等国から転落するのは必然であるとして、ある人口統計の指標に注目していた。その指標こそが、「女が一生の中に生みまする所の女の子がその母親の年齢に達する数とその母との割合」（北岡 1940b: 13）を示す「純再生産率」であった。それが1を下回る場合に、人口が減少することを意味していたからである³⁵⁾。また、同じく第13回人口問題講演会で「民族国策と人口問題」という講演を行った古屋は、北岡と同じようにフランスに対するドイツの優勢について言及し、その要因について次のように述べていた。

我々は仏蘭西が頼みの綱としてゐたあのマヂノ線が突破された時には相当驚いたが、本当のことをいへば今から数年も前にもつと驚くべきことがあつたのだ。それはこの国の出生率の曲線が死亡率の曲線に突破されたことである。これこそフランス人の生物学的マヂノ線だつたのである。自分は数年前からこの出生率曲線と死亡率曲線の切り合ひを民族的危機の到来の前兆として警告を発して来たのであるが、それが如実に示されて来た。（古屋 1940: 39）

このように、人口（自然）増加率を決定する出生率と死亡率の関係のなかで、前者が後者を下回つつあったためにフランスはドイツに負けたとされている。人口の「維持／再生産」が脅かされ

る時に「民族的危機」が到来するとされている点で、それが〈増強〉の消極的な規範として位置づけられていたことがわかる。この出生率と死亡率の接近については、館も古屋と同じように「民族的危機」として捉えており、死亡率の曲線が出生率の曲線を上回る瞬間に両者が交差する現象を指して「民族の『死の十字路』」（財団法人人口問題研究会 1941b: 32）と名付け、それを下回ることは許されないとしていた。ここでも人口の「維持／再生産」が消極的な規範として位置づけられていたことがわかる。そして敗戦後においても、戦時下から変わらず人口の質・量の〈増強〉を主張していた優生学者の永井潜は、1948年の著書『民族の運命』のなかで民族興亡の条件として民族の数＝人口を挙げ、その増加率を決定する出生率と死亡率の関係の重要性について論じていた。そして、とくに民族の「死滅」を避けるために必要な条件として、戦時下の人口政策論と同様に、人口の「維持最小価」の重要性を強調していたのである。しかし、その一方で、人口の「維持最小価」については次のようにも述べていた。

以上の維持最小価の産児数は、名の示す如く、人口の数的現状を維持するため、換言すれば、人口の赤字を見ないために、必要な出生の最小限度を示すものであるから、もし一民族が、他民族に負けなだけの、数的発展をするためには、これよりも尚ほ多くの産児を必要とするとは、いふまでもない。（永井潜 [1948] 2002: 183）

このように、人口の「維持最小価」はあくまで「最小限度」とされており、他の民族との競争関係において積極的な意味が付与されていたわけではなかった。〈増強〉という規範において、積極的な意味を持つのはあくまで人口増加というわけである。

以上、人口の「維持／再生産」が〈増強〉のいわば下限として位置づけられていたことを確認してきた。それはつまり、人口の「維持／再生産」との重なりの中で政策論に登場してきた「静止人口」も、当初は〈増強〉と強い結びつきを有していたことを意味している。それを示すように、戦後において「静止人口」という概念が人口（政策）論のなかに登場した際には、もっぱら〈均衡化〉との違いやズレが強調されていたのである。より正確には、そこで強調されていたのは、〈均衡化〉によって出生率が「静止人口」の水準を割り込む「恐れ」であった。

たとえば、人口問題研究所の本多龍雄は、敗戦直後から〈均衡化〉の具体的手段として産児制限運動が隆盛しはじめたことに対し、その歴史的意義を認める一方で、産児制限の広がり先に生じるであろう人口の「維持／再生産」からの逸脱をもっとも根本的な「人口危機」として位置づけていた。そして本多は、「民族」、「国家」、「生物学的危機」といった戦時下の人口政策（論）に登場する一連の語彙の布置のなかで、人口の「維持／再生産」と置換可能な概念として「静止人口」を使用していたのである（本多 1947: 8-9）。また、本稿で度々取り上げている館も、敗戦から間もない1947年の時点で、「静止人口」について以下のように述べていた。

新マルサス主義に対する批判の1つとして人口減退による民族衰亡の危険を指摘する立場

がある。受胎調節の普及にどこに限界があるかといふことが重要である。……Himesは出生減退の傾向が果しなく存続するといふ仮定に基く将来人口の推計を反駁し、受胎調節普及の限界であるかの如く静止人口の到来に検討を加へてゐる。然し、受胎調節の普及が減退人口にまでは立至らず静止人口を限界とすべき理論的根拠は何ら与へられてゐない。(館 [1947] 2001: 222)

この引用部分が示唆的なのは、当時の受胎調節が明確にマルサス人口論の系譜に位置づけられている点、そしてそれが人口減退による民族衰亡の原因となり得ることが示されている点、最後にそれを下回ることが許されない下限として「静止人口」が位置づけられている点である。つまり、ここでも「静止人口」は人口の「維持／再生産」と置換可能なものとして位置づけられていたことを意味している。他方で、〈均衡化〉の具体的手段であった受胎調節については、人口減退の閾値となる「静止人口」を割り込む可能性を生じさせるものとして位置づけられていた。いわば、〈均衡化〉と〈増強〉(の下限)の対立関係と置換可能な関係として、〈均衡化〉と「静止人口」が対置されていたのである。

以上のように、〈増強〉の下限である人口の「維持／再生産」と重なり合うことで、「静止人口」は規範性を帯びることになった。戦時下において〈増強〉と密接に結び付いていた「民族」や「危機」といった語彙が、戦後において「静止人口」と結び付いていたのは決して偶然ではなかったのである。

しかし、規範としては、〈増強〉の下限と重なり合うことで政策論に登場することになった一方で、すでに述べたように、「静止人口」という概念の定義そのものには〈増強〉の下限に収まらないもう1つの側面が含まれていた。というのも、「静止人口」は、単に人口が減らないことのみを意味するものではなく、同時に、人口が増えないことをも意味する概念だったからである(注26を参照)。すでに見てきたように、〈増強〉に含まれる人口の「維持／再生産」はあくまで下限であり、〈増強〉それ自体は基本的に可能な限りの人口増加を求める規範であった。その点を鑑みるなら、「静止人口」の「増えない」というもう1つの側面とは明確に矛盾するものであったことがわかる。では、なぜ、「静止人口」は部分的に矛盾するはずの〈増強〉と折り重なることができたのか。それは、この時期に〈均衡化〉が優位規範となることで、〈増強〉の積極的な側面＝人口増加を求める規範性をほとんど発揮することができなくなっていたからである。逆にいえば、積極的な側面を含めて〈増強〉が十全にその規範性を発揮していたとすれば、両者は重なり得なかった可能性が高い。このように、「静止人口」の人口政策論への登場が、まさにこの時期の〈増強〉と〈均衡化〉の関係性を前提としてはじめて可能になったという事実をふまえるなら、敗戦から1949年に至るこの時期は人口政策規範の歴史において極めて重要な局面であったといえる。

なお、「静止人口」という人口概念が、〈増強〉の下限としての側面(「減らない」)だけでなく、もう一方の「増えない」という側面を含めた独自の人口規範として政策論の領域に登場するのは、この後の時代のことである。そして、そこでは、これまで人口政策を主導してきた2つの人口規範に

加えて、この新しい人口概念が政策の策定に一定の影響を及ぼすことになるのである。

5 おわりに

ここまで、戦前（戦中）から戦後に至るまでの人口政策をめぐる規範の展開について検討してきた。まず、明治初期において対外的な国家間の競争を生き抜くための基本戦略として〈増強〉という規範が登場し、その後、内政問題（秩序問題）の隆盛によってその根本原因と考えられた人口増加を抑制しようとする〈均衡化〉という規範が、とくに1918年の米騒動を契機として登場することになった。1927年に日本で初めて設置された人口問題に関する公的諮問機関であった人口食糧問題調査会において両者は初めて邂逅し、当初は対立したものの、優生学によって人口の「質」という概念が導入されることで両者の妥協が図られた。その後、日中戦争が開始されるまでは〈増強〉に対する〈均衡化〉のほとんど一方的な優位という状況が続いていたが、日中戦争を機に両者の優位性は逆転することになる。とはいえ、〈増強〉に基づいて人口政策を策定する際にも、〈均衡化〉は無視できない〈増強〉の条件として、戦時人口政策のなかにその影響を色濃く残すことになった。その後、敗戦によって多くの植民地を失うとともに、大量の引き揚げ者が戻ることで、再び〈均衡化〉がその優位性を獲得していった。ただし、敗戦直後においては戦時下から引き続き〈増強〉がその規範性を維持しており、そのために1946年に提出された「新人口政策基本方針に関する建議」は一貫性を欠く内容となった。ところが、1949年に至り、内閣に人口問題審議会が設置されることになると、その頃までには〈増強〉はもっぱら人口の質的側面についてのみその積極的な影響を及ぼすようになっており、人口の量的側面については人口の「維持／再生産」という消極的な規範性しか発揮することができなくなっていた。人口の量的側面については、〈均衡化〉が優位規範として一貫した形で政策に影響を及ぼすようになっていたのである。このように〈増強〉に対する〈均衡化〉の優位性が確立されつつあるなか、〈増強〉の消極的な側面である人口の「維持／再生産」と重なる形で「静止人口」という新しい人口概念が登場することになった。しかし、その「静止人口」という概念は、〈増強〉の下限としての側面だけでなく、〈増強〉と矛盾し、それゆえに独自の人口規範として成立し得る可能性を定義の水準に内包していたのである。

以上の人口をめぐる規範が辿った複雑なプロセスを考慮するなら、1つの組織や個人あるいは1つの時代を単一の思想と関連付けて理解しようとするだけでは不十分であることがわかる³⁶。それは、単に複数の人口規範が密接に絡み合っていたから、というだけではない。それにくわえて、本稿で特定の時期の人口政策をめぐる議論を検討するにあたって、頻繁にそれ以前の時期における人口論を取り上げる必要があったことの意味を考える必要がある。というのも、特定の時期に生じた人口に関する具体的な議論は、かならずしも常にというわけではないが、それに先行する時期の議論を何らかの形で含んでいたからである。つまり、複数の規範というだけでなく、異なる時代の人口論が複雑に絡み合っただけで特定の時期の人口をめぐる議論および人口政策を構成していたといえるのである。そしてこのことが、「家族計画運動」を戦前との連続性において捉える必要性を生じ

させているのである。ひいては、その延長線上にある現在の「少子化問題」を捉えるうえでも必要となる視点であるといえよう（注26を参照）。

「問題関心」で述べたように、1954年に正式に人口政策として採用された「家族計画運動」は、これら3つの人口規範の複雑な関係のうえに成立することになる³⁷⁾。しかし重要なのは、本稿で検討してきたように、それらの人口規範の関係性が具体的にどのような政策（論）を生み出してきたのか、という実際の規範運用の水準を同時に明らかにすることである。そのため、本稿に残された課題は、本稿で析出した3つの人口規範が「家族計画運動」という人口政策を導くに至る、その具体的な歴史的プロセスを検討することにある。

【付記】 資料の引用にあたっては、平仮名は原文のままとし、固有名詞と外国語以外のカタカナは平仮名に、漢字は当用漢字に改め、適宜句読点を加えた。

【注】

- 1) 人口方程式を定式化した当の高田保馬は、民族主義的な観点から生活水準の引き下げによる人口の増加を提唱していた（高田 1927: 93-5）。高田の人口政策論は、〈均衡化〉に対する〈増強〉の優位を特徴としていたことがわかる。
- 2) 「分配及消費に関する方策答申」の答申説明のなかで明確に、「人口問題は単なる人口数の多少といふ国民の頭数の問題に非ずして如何にして国民の安定幸福なる生活を維持し得べきか又これを向上せしむべきかといふ生活問題」（人口食糧問題調査会 1930: 139）であると述べられている。
- 3) おそらく、杉田は人口食糧問題調査会におけるこの〈増強〉の規範を見逃しており、逆に荻野はこの側面を大きく見積もり過ぎている。なお、荻野がこの時期の「国家の側に産児調節そのものを広く奨励するまでの意図がなかったこと」（荻野 2008: 49）の根拠として挙げている永井亨の「人口統制A案」における人口過少への懸念は、〈均衡化〉の規範が人口論でいうところの「適度人口」と関連したものであったことを理解できれば、それが同時にやはり「過剰人口」を問題視する枠組みであったことも理解できるはずである。つまり、その懸念はあくまで産児調節の行き過ぎについてのものでしかなかったということである。
- 4) 人口食糧問題調査会における永井亨の答申案と、その審議過程と並行して書かれた『日本人口論』（永井亨 1929）における〈均衡化〉の枠組みに基づいた主張との差異も、この場に働いていた〈増強〉の規範の影響を推し量るうえで参考になる。『日本人口論』では、「国民が進んで生産力を高め分配を正し消費を節し得ないとすれば退いて人口の調節を期すべく産児を制限するの外ないであろう」（永井亨 1929: 424）と述べているように、産児制限を人口問題の対策として明確に位置づけているにもかかわらず、答申案ではとりわけ人口減少への配慮が強調されている。たしかに永井亨自身は人口問題を産児調節によって解決することに積極的ではなかったが、それは何よりも「貧しい人々に強い壮丁や安い労働を提供せしめながらその人々の生活を顧みずして怪まなかつた時代には人口の増殖産児の奨励が唱えられ、今や働く人々の職業や貧しい人々の生活に対して社会は何等かの施設を行はねばならぬ時代となれば人口

の調節，産児の制限が説かれるというのはいかなる見地よりしても考慮を要する事であらう」（永井亨 1929: 417）と考えたからであった。

- 5) この「人口の質」の議論は、大正昭和初期の人口論争にはほとんど登場していなかったにもかかわらず、「人口統制に関する諸方策」では審議が開始された当初から登場している。とりわけ「人口の質」を中心に議論を展開したのは、調査会の人口部特別委員会が「人口統制に関する諸方策」の審議に入る直前に特別委員会に参加し始めた優生学者の永井潜であった。

永井潜が「人口の質」の側面を強調したことで、「人口統制に関する諸方策」が優生学的な色調を強めた部分もたしかにあった。しかし、当の永井潜が答申案の中で提示した「人口の質」の向上のための具体策は、審議会での協議が進むにつれ答申案から削除されていき、最終的に完成した「人口統制に関する諸方策」では「優生学的見地よりする諸施設に関する調査研究を為すこと」（人口問題調査会 1930: 58）という、優生政策としてはなんら実効性のない項目だけが残されたに過ぎなかった。こうしたことから、「人口の質」の議論は、〈均衡化〉と〈増強〉の対立を調停するためのいわばレトリックとして利用された可能性が高い。それは後述するように、人口食糧問題調査会の後継団体ともいえる人口問題研究会において、優生学的な研究がほとんど等閑視されていたという事実からも裏付けられる。

なお、最終的に「人口統制に関する諸方策」が完成するまでに削除された具体策としては、「民勢的及優境，優生学的見地より見たる合理的出産統制の諸手段（例へば緊急の必要あるものに対する妊娠中絶，絶種的手術等）に関する適當なる法規の改善並に制定」（人口食糧問題調査会 1930: 48）、「結婚に關し，健康上，性的關係上優生学上より結婚適否に關し助言を与うること」（人口食糧問題調査会 1930: 49）、「結婚に方り健康證明書を交換するの風習を助長すること」（人口食糧問題調査会 1930: 51）等が挙げられる。

- 6) 戦前期のみが対象ではあるが、人口食糧問題調査会の審議過程や答申に見られる複雑性／両義性に注目した数少ない先行研究として、林玲子の「人口動向の認識と対応——出生について（戦前期）」（2017）が参考になる。
- 7) 実際に、答申説明のなかでも「人口増加率の高一低は何等直接過剰人口の有無増減を意味するものにあらず」（人口食糧問題調査会 1930: 40）と述べられている。さらに後述する戦後の「新人口政策基本方針に関する建議」でも、過剰人口が他の要素に対する相対的な概念であることを指摘したうえで、「人口がいかに大であり，その増勢がいかに激しくとも，もし人口収容力がこれに伴いうるならば，過剰人口は起り得ない」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 64）とされている。
- 8) 人口問題研究会では、人口問題のなかでも重要とされる問題領域についてそれぞれの専門家を研究指導理事として各1名ずつ計5名置いていた。人口構成や商工業については上田貞次郎，都市／農村問題や食糧については那須皓，労働問題や国民所得については永井亨，移民については井上雅二，人口統制については下村宏が任命されていた（財団法人人口問題研究会 1983: 34-5）。
- 9) 米騒動と人口問題のより直接的な結びつきについては、人口問題研究会の研究員であった増田重喜が、過剰人口に対する生存権の否定＝法的貧窮救済の否定は、「かの『パンを！パンを！』と叫んで国王の行列の馬車を止めた，1795年の英国暴動事件や，大正7年我国に於ける全国的米騒動の再挙を防止し得ないであろう」（増田 1935: 77）と述べている。また、後述する美濃口時次郎も、第1次世界大戦の末期に

「人口と食糧との間の不均衡に基きて米価が甚しく暴騰し米を購入し得ない多数の窮民が発生して終に其等の窮民が全国に跨つて暴動を起すに至つた」（美濃口 1936: 266）というように、米騒動の発生を人口問題と結びつけて論じていた。

- 10) 2.1で述べたように、そもそも〈均衡化〉は、生活程度の低下（生活難）に起因する思想の悪化、そしてその帰結としての社会秩序の崩壊を未然に防ぐための統治戦略として政策領域に導入されたものであった。人口問題研究会が設置されて間もない1934年に開催された「第1回人口問題同攻者会合」（人口問題研究会主催）でも、人口問題に対して、「今にして何等適当なる方策を講ずることなく放置するに於ては国民生活の不安は益々増大、国民思想の悪化を促して真に憂慮すべき事態を招来するものと思ひます」（財団法人人口問題研究会〔1934〕1983: 28）と述べられているように、この時期に至っても上記の因果連関図式（生活難→思想の悪化→秩序の紊乱）が政策論の基盤に据えられていたことがわかる。
- 11) この点について、永井亨の『日本人口論』などでは産児制限を「民族自滅」として認めず、移民による海外移植を「民族発展」とする主張に対して「軍国主義的乃至帝国主義的標語に外ならない」（永井亨 1929: 292-3）と批判が加えられていた。このことを鑑みるなら、満州事変以降の人口をめぐる議論はすでに対外的な軍事的合理性に基づく〈増強〉の規範が優位であったということを意味しているのだろうか。しかし、この時期における移植民策は、人口増加を問題視した上でその抑制すらもいとわない点、さらに世界人口会議や移民会議を通じての国際協調の下に行われることを前提としている点で、永井亨が批判していた領土拡張論的な植民論とは明確に異なっている。別の言い方をすれば、この「人口移植」は内政問題解決のための〈均衡化〉による対外的政策の規定であったといえよう。
- 12) 1935年の『人口問題』第1巻第2号が初出であり、1938年の第3巻第1号において全6回の連載を終えている（財団法人人口問題研究会 1983: 44-7）。
- 13) それぞれ、「人口問題に関する一般的研究」が18件、「民族政策に関する問題」が19件、「人口と経済構造の変化に関する問題」が18件、「事変の国民生活に及ぼす影響に関する問題」が9件であったのに対し、「人的資源涵養に関する問題」の報告数は28件に達していた（財団法人人口問題研究会 1939: 2-11）。
- 14) なお、人口食糧問題調査会の建議案「社会省設置に関する件」は、「人口方程式」による〈均衡化〉の図式を人口食糧問題調査会に持ち込んだ永井亨の私案がもとになっている。
- 15) この点について杉田は、本稿の冒頭で紹介した戦時「変質論」とは別に、「産めよ殖やせよ」の人口政策確立要綱については企画院が主導していたもので、厚生省は人口食糧問題調査会から人口問題研究会を経て人口問題研究所へと引き継がれた「生まれよ育てよ」の思想（「優生 - 優境主義」）に基づいていた、とするいわば「企画院悪玉論」を近年新たに展開している（杉田 2017: 244-5）。つまり、戦時下の人口論の「変質」の責任を企画院に押しつけることで戦時下を含む戦前戦後の連続性を担保しようというわけである。しかし、そうした位置づけは、厚生省における〈増強〉の規範の影響を無視したものに過ぎない。実際に、厚生省が——もっといえば人口問題研究会や人口問題研究所が——企画院と一緒に「産めよ殖やせよ」を主導しようとしていたことは、1940年に行われた報知新聞社主催の座談会「戦争と人口を語る」における議論を見れば一目瞭然である。具体的には、米騒動以降の過剰人口論の隆盛によって設置された人口食糧問題調査会の議論や新マルサス主義、サンガー思想を過去のものと

して否定したうえで、「子供を生むといふことは一身一家のためではない、一身一家にとつてはたとひ苦痛であつても、永遠の民族の繁栄を考へれば、自分たちの代にいゝ子供を沢山生んで次の時代の繁栄のために御奉公申上げる」（財団法人人口問題研究会 1941b: 6）ことが重要とされている。また、別の所では人口増加の方法として出生率の増加より死亡率の低下を重視する立場に対し、それを誤りとしたうえで出生率の引き上げそのものの重要性を論じている（財団法人人口問題研究会 1941b: 8）。これらの主張はすべて、当時厚生省社会局生活課長であった武島一義によってなされたものである。さらに、この場には当時人口問題研究会の研究員と人口問題研究所の研究官を兼任していた館稔も参加しており、上記の議論を民族闘争の観点から補足している（財団法人人口問題研究会 1941b: 31-5）。それにくわえて、日本における質的人口論の歴史に詳しい廣嶋清志によれば、人口政策確立要綱はもともと人口問題研究所が原案（「人口増殖政策要綱案」）を作成し、それを企画院が引き継いで完成させたものとされている（廣嶋 1983: 67）。以上の点を鑑みるなら、「産めよ殖やせよ」の人口政策を企画院のみに帰属させようとする杉田の主張には無理があることがわかる。

また、杉田は人口の質的側面の改善に関わる人口論＝「人口 - 社会保障論（優生 - 優境主義）」として上田の「育てよ、病ますな」あるいは厚生省の「産まれよ育てよ」という標語を取り上げているが、それは少なくともこの時期の人口政策論におけるその位置づけを完全に無視したものである。というのも、上田が「育てよ、病ますな」と主張していたのは、あくまで人口増加との関連における死亡率の改善を念頭においたものだったからである（上田 1939: 18-9）。つまり、一見人口の量的政策としての「産めよ殖やせよ」と人口の質的政策としての「育てよ、病ますな」の対立に見える関係は、人口の量的政策内部における出生率増加／死亡率低減のどちらを重視するかの違いに過ぎなかったということである。その点については、当時人口問題研究所の企画部長だった北岡寿逸も「人口の増加といふことは要するに出生率を増し、死亡率を減らすという事に尽きる」（北岡 1940b: 19）と述べていたことから明らかである。さらにいえば、杉田が「産めよ殖やせよ」の人口政策論として挙げている当の「人口政策確立要綱」でも、たしかに力点は出生率増加に置かれているとはいえ「人口増加の方策」として死亡率の低減も掲げられていた（厚生省人口問題研究所 1941: 55-6）。つまり、そもそも「人口政策確立要綱」を単一の思想（「産めよ殖やせよ」）と対応関係にある政策論として捉えることが適切ではない可能性がある。

- 16) 人口食糧問題調査会の建議を受けて設置された人口問題研究会の事務局は、当初内務省社会局内に置かれていたが、厚生省の創設と同時に厚生省社会局に移されている（財団法人人口問題研究会 1938: 395）。
- 17) 社会行政を担う省に「厚生」という言葉が使用されたのも同様の経緯を経てのことであった（厚生省大臣官房企画室 1958: 31-2）。
- 18) これ以外にも、国民服・婦人標準服の制定、「戦時住宅緊急対策」に基づく土地の徴用、そして計画倒れに終わったものの、それら国民生活に関わる事柄（衣・食・住）を総合的に統制しようとした試みとして「国民戦争生活確立案」が挙げられる（武井 1952: 112）。
- 19) 人口問題研究所はこの後の1942年に厚生省研究所に統合され、厚生省研究所人口民族部となるが、1946年には再び厚生省人口問題研究所として独立することになる（国立社会保障・人口問題研究所 2020）。

- 20) この人口の「ままならなさ」は、M.フーコーが統治性論において「人口の自然性」として論じているものである（Foucault 2004=2007）。また、そうした人口の自然性に対応した統治性権力の日本における導入過程については山田（2019）を参照されたい。
- 21) 荻野は人口政策との関連における精神・思想の統制の重要性には気付いていたが、それがなぜ重要性を持ったのか、という点に関する理論的背景までは明らかにできていない（荻野 2008: 118）。
- 22) 現在では望ましい生活水準＝生活標準として両者は明確に区別されている。当時においてもそうした差異を意識したうえで議論が展開された場合もあったが（高田 1927）、その一方で「生活標準」、「生活水準」、「生活程度」は当時厳密に意味が区別されておらず、多くのテキストのなかで互換的に使用されていた。
- 23) しかし、高岡裕之によれば、「出産数増大を担保すべき物質的方策は、そのほとんどが実現しなかった」（高岡 2006: 138）とされている。それはつまり、実際の生活水準の維持が困難であった以上、生活標準を低下させるためにより一層の精神・思想の統制が求められた可能性を示唆している。
- 24) もちろん、日中戦争の開始以前は〈均衡化〉によって人口（過剰）問題を解決することが目標だったのに対し、日中戦争以降は人口増加を可能にする条件を揃えるために〈均衡化〉が利用されたという違いはある。
- 25) なお、〈均衡化〉は現代の人口政策を導く規範の1つであり続けている（山田 2019: 129）。つまり、これまでイデオロギー的とされてきた戦時下の人口政策もおそらく現代において一定の実定性を保っているということである。実際に、高田保馬の理論を応用しつつ、それに基づいた人口政策が現代においても有効であることを示そうと試みている金子勇は、その政策論のなかで思想が出生率に及ぼす影響の大きさを指摘し、「過度な個人主義」（その典型としてのフェミニズムやジェンダー論）の広がりを見詰めている（金子 2003: 176-7）。本稿で扱った戦時下においては国家的合理性との関係で個人主義が批判されていたのに対し、金子の議論では社会的合理性との関係で個人主義が批判されているという違いはあるが、特定の思想が出生率と密接な関係にあることを前提とした政策論の枠組みそのものは戦時下の政策論と大きく異なっているわけではない。
- 26) 「静止人口」は戦後の比較的早い時期から議論の対象となっていた概念であるが、現在でも「少子化問題」を定義する際に使用される「人口置き換え水準」と強い結びつきを持っている。「静止人口」の具体的な定義は、出生率と死亡率が一定の状態でも長期間推移する「安定人口」の特殊な形態であり、出生率と死亡率がつり合うことで人口が増えもせず減りもせずあたかも「静止」したようになる人口（モデル）を指す（松村 2002: 397）。そして、人口置き換え水準はその「静止人口」を可能にする出生の水準を示したものにほかならない。つまり、人口置き換え水準からの下方への逸脱によって定義される少子化問題は、この「静止人口」という規範の系譜に連なる問題であることを意味している。
- 27) この「人口の地域的分布に関する事項」は、戦時下において構想された「国土計画」をその出発点とするものであった。これは、人口の合理的な産業分布をいわば空間化することを狙いとしたもので、1940年に行われた第4回人口問題全国協議会の政府諮問によって大きく取り上げられることになった（財団法人人口問題研究会 1941a: 29-30）。そして1940年9月には上記の諮問をふまえた「国土計画設定要綱」が閣議決定されている。

- 28) この矛盾については建議のなかでも、「死亡の減少は人口調整の要請に背馳するという理由からこれを無視せんとする議論があるが、誤れるも甚だしい」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 64）と言及されているように、無視できない／説明が必要とされる部分であった。
- 29) しかし、その具体的な建議内容については、人口政策確立要綱の「人口増加の方策」の下位項目であった「死亡減少の方策」から全くといってよいほど変化しておらず、乳児死亡率と結核死亡率の2つを低減させる方策が中心に置かれたままであった（厚生省人口問題研究所 1941: 56; 財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 65）。
- 30) くわえて、人口過剰という危機的状況にありながら人口増加論を提唱していた中心人物として、当時の統計局長であった川島孝彦を挙げている（毎日新聞社人口問題調査会 1974: 36）。
- 31) 具体的には、建議のなかで国民優生法（いわゆる「断種法」）が効果を挙げなかった理由としてそれが任意法であった点が指摘されており、「われわれはこれを強制的に改めることを必要と認めるものである」（財団法人人口問題研究会 [1946] 1983: 65）とされている。
- 32) 実は、産児制限を人口政策として位置づけることに対する批判の論拠はもう1つあった。それは、近代的な産児制限運動の出発点である新マルサス主義は人口問題を解決するための運動として＝〈均衡化〉の手段として展開されたものであったが、いつしかそれは家族の生活水準の維持向上を目指す個人的運動となり人口問題との結びつきが失われてしまったため、もはや人口政策の手段として産児制限を位置づけることはできないのではないか、という異議申し立てである（島村 [1947] 2002; 本多 [1947] 2002）。この主張は主に人口問題研究所における理論研究のなかで展開されていたものであり、一般にはほとんど普及しなかった論拠ではあるが、この後の人口政策論のなかで非常に重要な問題となる論点を先取していたため、ここで触れておくことにした。詳細については別稿に期したい。
- 33) こうした主張を最初に行ったのは、戦後に至って比較的早い時期から産児制限による〈均衡化〉を求める主張を展開していた古屋であった。1946年にそれまでの厚生技官から国立公衆衛生院の院長へと身分を変えていた古屋は、1949年6月の段階で単なる死亡率の引き下げだけでは公衆衛生の目的が達成できない理由として、「従来の如くただ死亡率を引き下げることだけが考えられ、出生調整の問題に手が及ばないならば、現在の我国の如きはたちまちに恐るべき人口過剰を起し、その面からの新しい生活不安、疾病の増加そしてついに再び死亡率の上昇となることが極めて明であるからである」（古屋 [1949] 2002: 126）と述べていた。
- 34) 「ひとまず」というのは、この後の1953年に人口問題審議会があらためて厚生省内に設置されることになった際、その原案作成を担っていた人口対策委員会（人口問題研究会）においても、人口の量的〈増強〉を求めるような主張が繰り返されることになったからである（財団法人人口問題研究会 [1953] 2002: 247）。その急先鋒を担っていたのは、戦後に至っても戦時下と変わらず〈国力としての人口〉の〈増強〉を主張し続けていた優生学者の永井潜であった（永井潜 [1948] 2002）。
- 35) 厳密には、何らかの理由で男性の出生比率が高くなる場合には、女性人口を基準とする純再生産率が1を下回った場合でも、人口は減少しない。
- 36) このことは、「問題関心」で取り上げた先行研究のまとまりのなさが、それぞれの研究が複数ある規範のいずれか一方に焦点を当てたことによって生じた可能性が高いことを示している。

37) こうした「産めよ殖やせよ」の人口政策から戦後における「家族計画運動」への転換について、GHQの影響を強調する先行研究がいくつかある（荻野 2008; 山本 2017）。たしかに、GHQが戦後の人口政策の転換を促したというのは間違いないだろう。しかし、「GHQの影響」の中身を精査してみると、それ自体が〈均衡化〉の枠組みに沿った主張であったことがすぐにわかる（厚生省人口問題研究所 [1949] 2002: 37）。つまり、GHQが果たした役割は、すでに人口規範の情勢が定まりつつあるなかでそれにお墨付きを与えるようなものだったといえる。

また、「GHQの影響」だけでは、戦後の人口政策をめぐる議論が、なぜ「人口」と「人口収容力」の「不均衡」といった戦前に登場した語彙によって語られたのかを説明することはできない。あるいはその一方で、「民族」や「生物学的危機」といった日中戦争以降に初めて人口政策の領域に登場してきた語彙が、それに対置されていたのかも説明することはできない。つまり、「GHQの影響」のみでは、この時期に日本で展開された具体的な議論の内容をほとんど説明することはできないのである。

[文献]

Foucault, Michel, 2004, *Sécurité, territoire, population: Cours au Collège de France 1977-1978*, Paris: Seuil/Gallimard. (高桑和巳訳, 2007, 『安全・領土・人口 コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978年度』筑摩書房.)

藤村信雄, 1924, 『人口論——「マルサス」説の研究』中屋書店.

藤野豊, 2000, 『強制された健康——日本ファシズム下の生命と身体』吉川弘文館.

林玲子, 2017, 「人口動向の認識と対応——出生について（戦前期）」『人口問題研究』73(4): 270-82.

廣嶋清志, 1983, 「人口問題の質的側面」南亮三郎・濱英彦編『人口問題の基本考察』千倉書房, 57-86.

本多龍雄, 1947, 「産児制限問題を主題とする若干の人口理論的省察」『人口問題研究』5(7-9): 1-24.

———, 1947, 『産児制限問題概観 人口問題研究所研究資料第16号』厚生省人口問題研究所. (再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第9巻』不二出版, 138-51.)

人口食糧問題調査会, 1930, 『人口食糧問題調査会人口部答申説明』人口食糧問題調査会.

神戸正雄, 1920, 『社会問題』日本図書出版.

兼清弘之, 2002, 「日本における人口研究の歴史」日本人口学会『人口大事典』培風館, 272-7.

金子勇, 2003, 「少子社会と人口史観」金子勇編『高田保馬リカバリー』ミネルヴァ書房, 161-83.

北岡寿逸, 1940a, 「最近各国人口政策概観」『人口問題研究』1(1): 3-13.

———, 1940b, 「現下の人口問題」財団法人人口問題研究会『人口問題講演集 第13輯』刀江書院, 7-22.

———, 1943, 『人口政策』日本評論社.

———, 1947, 『人口過剰とその対策——産児制限の理論と実際』日本経済新聞社. (再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第9巻』不二出版, 169-84.)

小島憲, 1926, 『文化の特質と社会問題』有斐閣.

国立社会保障・人口問題研究所, 2020, 「研究所の概要: 沿革」, 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ, (2020年7月8日取得, <http://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/jap/02.html>).

厚生省, 1938, 『厚生行政要覧』.

- 厚生省大臣官房企画室, 1958, 『昭和33年度版 厚生白書——厚生省創立20周年記念号』.
- 厚生省人口問題研究所, 1940, 『人口問題研究 1巻1号』.
- , 1941, 『人口問題研究 2巻2号』.
- , 1949, 『産制及び移民問題を中心とするタムソン博士の発言とその反響 人口問題研究所研究資料 第38号』 厚生省人口問題研究所. (再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第10巻』 不二出版, 37-42.)
- , 1950, 『人口問題研究 6巻2号』.
- 厚生省研究所人口民族部, 1942, 『戦争の人口に及ぼす影響』.
- 厚生省20年史編集委員会, 1960, 『厚生省20年史』 厚生問題研究会.
- 古屋芳雄, 1940, 「民族国策と人口問題」 財団法人人口問題研究会 『人口問題講演集 第13輯』 刀江書院, 37-54.
- , 1949, 「人口問題と産児制限」 総合科学研究会・政界ジープ 『別冊政界ジープ No.1 受胎調節特集号』 東京トリビュン社, 17-27. (再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第10巻』 不二出版, 124-7.)
- 呉文聰, 1905, 『戦後経営——人口政策』 丸善.
- 毎日新聞社人口問題調査会, 1974, 『日本の人口——人類の危機を招来するか』 みき書房.
- 増田重喜, 1935, 「マルサス人口学説と救貧問題」 『人口問題』 1(1): 65-77.
- 松本良三, 1939, 『階級と人口』 慶応書房.
- 松村迪雄, 2002, 「人口の概念と観察方法」 日本人口学会 『人口大事典』 培風館, 397-401.
- 美濃口時次郎, 1936, 「日本現下の人口問題」 『人口問題』 1(4): 260-73.
- , 1941, 『人口問題』 羽田書店.
- 森本厚吉, 1921, 『生存より生活へ』 文化生活研究会.
- 森田優三, 1944 『人口増加の分析』 日本評論社.
- 永井潜, 1948, 『民族の運命——日本国民に懇ふ 民族衛生叢書1』 村松書店. (再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第25巻』 不二出版, 178-203.)
- 永井亨, 1929, 『日本人口論』 巖松堂書店.
- , 1936, 「過剰人口と失業との関係を論じて人口問題の本質に及ぶ」 『人口問題』 1(3): 5-48.
- 内務省警保局保安課, 1939, 『大正7年における所謂米騒動事件の概要』.
- 大場實治, [1917] 1920, 『人口問題と食糧問題』 弘道館.
- 荻野美穂, 2008, 『「家族計画」への道——近代日本の生殖をめぐる政治』 岩波書店.
- 岡田文秀, 1923, 『文化生活概論』 東京府学務課.
- , 1940a, 「創刊の辞」 『人口問題研究』 1(1): 1-2.
- , 1940b, 「参与会議に於ける岡田所長挨拶」 『人口問題研究』 1(2): 63-5.
- 岡崎文規, 1946, 『食糧危機と産児制限 人口問題研究所研究資料第2号』. (再録: 2001, 『性と生殖の人権問題資料集成 第8巻』 不二出版, 92-3.)
- 大島正雄, 1947, 『産児制限の解説』 三星社. (再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第9巻』 不二出

- 版, 120-36.)
- 産児制限普及会, 1948, 『産児制限の自由と人口問題調査会設置に関する請願』。(再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第9巻』不二出版, 206.)
- 島村俊彦, 1947, 『産児制限の基礎的理論——新マルサス主義の概観 人口問題研究所研究資料第17号』厚生省人口問題研究所。(再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第9巻』不二出版, 100-18.)
- 杉亨二, 1902, 『杉先生講演集』横山雅男.
- 杉田菜穂, 2010, 『人口・家族・生命と社会政策——日本の経験』法律文化社.
- , 2013, 『〈優生〉・〈優境〉と社会政策——人口問題の日本的展開』法律文化社.
- , 2017, 「日本における人口 - 社会保障論の系譜 —— 館文庫を手掛かりに」『人口問題研究』73(4): 239-53.
- 社会局庶務課, 1929, 『社会局関係事務概要』.
- 鍾家新, 1998, 『日本型福祉国家の形成と「15年戦争」』ミネルヴァ書房.
- 高岡裕之, 2006, 「戦時動員と福祉国家」倉沢愛子/杉原達/成田龍一/テッサ・モーリス・スズキ/油井大三郎/吉田裕編『動員・抵抗・翼賛 岩波講座アジア・太平洋戦争』岩波書店, 121-50.
- 高田保馬, 1927, 『人口と貧乏』日本評論社.
- 武井群嗣, 1952, 『厚生省小史——私の在勤録から』厚生問題研究会.
- 館稔, 1943, 『人口問題説話』汎洋社.
- , 1947, 「人口問題からみた産児制限」安藤画一編『産児制限の研究』日本臨牀社, 25-154。(再録: 2001, 『性と生殖の人権問題資料集成 第8巻』不二出版, 190-222.)
- , 1947, 『日本人口の将来』世界経済調査会。(再録: 2002, 『性と生殖の人権問題資料集成 第25巻』不二出版, 133-73.)
- 田間泰子, 2006, 『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社.
- 上田貞次郎, 1934, 「我が国人口問題の将来」財団法人人口問題研究会『人口問題資料第1輯 人口問題講演集(第1輯)』財団法人人口問題研究会, 11-31.
- , 1936, 「人口問題の理論上の意義」財団法人人口問題研究会『我国人口問題に関する諸研究』刀江書院, 21-36.
- , 1939, 「我が国現下の人口問題」財団法人人口問題研究会『人口問題講演集 第11輯』刀江書院, 7-26.
- 上田貞次郎・井口東輔, 1936, 「過去20年間に於ける我国労働者の実質賃銀の変遷」『人口問題』1(3): 49-77.
- 海野幸徳, [1911] 1997, 『興国策としての人種改造』大空社.
- 山田唐波里, 2017, 「人口概念の歴史的基層——近代日本における人口概念の編成過程」『社会志林』64(2): 57-73.
- , 2019, 「近代的統治戦略としての〈均衡化〉——『人口方程式』の編成と政策論への導入」『社会学評論』70(2): 128-45.
- 山本起世子, 2011, 「生殖をめぐる政治と家族変動——産児制限・優生・家族計画運動を対象として」『園

田学園女子大学論文集』45: 1-18.

———, 2017, 「占領下日本における人口・優生政策」『園田学園女子大学論文集』51: 19-37.

横山雅男, [1901] 1902, 『統計通論』専修学校.

財団法人人口問題研究会, 1935a, 『財団法人人口問題研究会要覧』.

———, 1935b, 『人口問題 第1巻第1号』刀江書院.

———, 1938a, 『第1回人口問題全国協議会報告書』刀江書院.

———, 1938b, 『人口問題 第4巻第4号』刀江書院.

———, 1939, 『第2回人口問題全国協議会報告書』刀江書院.

———, 1940, 『第3回人口問題全国協議会報告書』刀江書院.

———, 1941a, 『紀元二千六百年記念 第4回人口問題全国協議会概報』刀江書院.

———, 1941b, 『戦争と人口を語る』.

———, 1953, 『人口問題研究会人口対策委員会第1回総会議事速記録』.(再録: 2002, 『性と生殖の人權問題資料集 第26巻』不二出版, 240-52.)

———, 1983, 『人口問題研究会50年略史』.

※本論文は、法政大学大学院社会学研究科教授会による査読を経て掲載されるものである